

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
令和4年第1回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和4年3月2日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子  | 3 七原 剛  | 4 原田直幸  |
| 5 今泉吉人  | 6 金田敏行  | 7 金田文子  |
| 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 |
| 12 山口伸彦 |         |         |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 2 村松純次

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- |         |       |            |        |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長      | 土屋 浩  | 副町長        | 久保田美智雄 |
| 教育長     | 大須賀宏明 |            |        |
| 総務課長    | 鈴木浩典  | 企画ダム対策課長   | 関谷 恭   |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長       | 金田敬司   |
| 産業課長    | 後藤武司  | 保健福祉センター所長 | 加藤直美   |
| 建設課長    | 小川泰徳  | 町民課長       | 村松 一   |
| 財政課長    | 原田 誠  | 教育課長       | 遠山雅浩   |

4 議会事務局出席職員名

- 事務局長 村松浩文

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針説明
- 日程第6 教育方針説明
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 選挙第1号  
東三河広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 請願第1号  
コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第10 同意第1号  
設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号

- 設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第5号  
工事請負契約の変更について(令和2年度 導水管布設工事(その1))
- 日程第13 議案第6号  
工事請負契約の変更について(令和3年度 簡易水道配水管更新工事(R3-2))
- 日程第14 議案第7号  
愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第15 議案第8号  
設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第16 議案第9号  
設楽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号  
設楽町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号  
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第14号  
令和3年度設楽町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第22 議案第15号  
令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第23 議案第16号  
令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議案第17号  
令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第18号  
令和3年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第19号  
令和3年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第20号  
令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第21号

- 令和4年度設楽町一般会計予算
- 日程第29 議案第22号  
令和4年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第23号  
令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第31 議案第24号  
令和4年度設楽町簡易水道特別会計予算
- 日程第32 議案第25号  
令和4年度設楽町公共下水道特別会計予算
- 日程第33 議案第26号  
令和4年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第34 議案第27号  
令和4年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第35 議案第28号  
令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
- 日程第36 議案第29号  
令和4年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第30号  
令和4年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第38 議案第31号  
令和4年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第32号  
令和4年度設楽町津具財産区特別会計予算

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、10名であります。定足数に達していますので、令和4年第1回設楽町議会定例会第1日目を開会いたします。

なお、村松純次君におかれましては、欠席届けが出ておりますので、御承知おきをお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、謹んで御報告申し上げます。既に御承知のごとく、伊藤武議員が、去る2月17日に逝去されました。まことに痛恨のきわみでございます。ここに、謹んで哀悼の意を捧げるものでございます。

伊藤武さんは、平成19年4月初当選以来、設楽町議会議員として町政の発展に尽力されましたことは、周知のとおりであります。中でも議長の重責を務められ、これからの御活躍を誰もが望んでいたところであり、まことに残念であります。ここに皆様とともに故人の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。9番席に向かいまして起立をお願いいたします。

黙祷。

[一同黙祷]

議長 ありがとうございます。お直りください。黙祷を終わります。

これより議事に入ります。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

10田中 令和4年第1回定例会第1日の運営について、2月24日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6、「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

日程第7、「議会運営委員の選任」から順次1件ごとに上程します。

日程第9、請願1号は、総務建設委員長の報告の後、本日採決です。

一括上程する議案は、日程第12 議案第5号から日程第13 議案第6号までの議案と、日程第21 議案第14号から日程第27 議案第20号までの議案、及び日程第28 議案第21号から日程第39 議案第32号までの議案です。

日程第10同意第1号から日程第14議案第7号までの議案と、日程第21議案第14号から日程第27 議案第20号までの議案につきましては、本日採決でお願いをします。

日程第28 議案第21号から日程第39 議案第32号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することにいたしたいと思えます。

一般質問は、定例会第2日の3月11日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりであります。

なお、日程第21 議案第14号から日程第27 議案第20号の補正予算に関しては、予算の執行期間に配慮して、できれば特例ですが本日採決までお願いをしたいと思います。

また、会議規則第51条に基づいて、発言の際には議長の許可を得た後の発言を行っていただくことと、マイクに向かって分かりやすく発言する事に今一度心掛けていただきますようお願いして報告を終わります。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番七原剛君、5番今泉吉人君を指名します。よろしくお願ひいたします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月25日までの24日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査について報告いたします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和4年2月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、請願等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情書1件、要望書1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号1は、総務建設委員会へ付託、要望書の受理番号5は議長預かりと決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。

町長から、申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。3月議会定例会初日の開会にあたり、皆様に御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ただいま議長よりお話がありましたが、伊藤武議員の御逝去に対しましては心よりお悔やみを申し上げます。私、平成19年に伊藤議員と一緒に議員にならせていただきました。定例会初日と最終日は必ず2人でここへ通ってきましてので大変寂しく思っています。心より御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、今年は日本海側や北海道では記録的な積雪になるなど、非常に寒い日が多い年でした。3月になりましたのでこれから真冬のような寒さには戻らないというふうに思っておりますけれども、早く桜が咲く穏やかな春が来るように願っております。

それでは行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第6波がピークアウトしたとの見方も出てきておりますけれども、感染者数は大きく減っておらず、愛知県に出されているまん延防止等重点措置の延長も検討がされています。当町でも依然として感染者が散発しており、収束はまだ見えてきていません。そんな中、先日町営バスの委託業者内で感染者が発生をいたしました。濃厚接触者もおり、3月7日までの間やむなく運休せざるを得ない便も出ております。町民の皆様には広報で周知をしておりますけれども、御承知置きを願いたいというふうに思います。なお、同じく委託で運行しておりますスクールバスと遺体の搬送につきましては、職員で対応してまいります。

続いて新型コロナウイルスワクチン接種状況について報告をします。

2月4日金曜日から接種を開始いたしました新型コロナウイルス追加接種の状況について報告をします。2月末日現在で、3回目の接種済み人数は1,902人となっており、接種権を発送した方3,795人に対し約50%となっております。2月に承認されました5歳から11歳のワクチン接種につきましては、3月9日から実施を

する予定であります。医師2名体制で接種を行い、緊急時には消防署、小児科のある病院と連携など、安心安全を実施できるよう体制を整えております。なお5歳から11歳の対象者は2月末で157名となっておりますが、配分済みの小児用ワクチンは現在100名分となっております。4月に追加配分の予定がありますので、調整をしながら、近隣町村とも連携をしながら進めてまいります。

次に、子ども子育て臨時給付金について報告をします。18歳以下の子どもへの10万円の人事給付金につきましては、3月1日時点で404人に対して支払いを終了し、未支給は2名となっております。この未支給の世帯には申請勧奨通知を発送し、申請を促しているところであります。

また、2月の臨時議会で補正をお願いをいたしました非課税世帯臨時交付金につきましては、対象は684世帯で3月1日現在、293世帯の方に支払いを終えております。まだ391世帯が残っておりますけれども、確認書が届き次第速やかに支給ができるように進めてまいります。

次に、清崎区と田内区より、かねてから要望のありました、道の駅したらへの信号機の設置につきまして、2月7日に愛知県公安委員会へ町長名の要望書を提出いたしました。公安委員会では、県内の要望個所も多い中で、設楽警察署からも要望は上がっており、地元区からの陳情も受け、引き続き検討を進めていきたいとの話でした。町としても引き続き、交渉をしていきたいと思っております。

本日は人事案件2件、請負契約の変更2件、条例等の関係7件、一般会計特別会計の補正予算7件、一般会計始め令和4年度当初予算12件、合計30件を上程させていただきます。

本議会及び委員会で慎重審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。定例会初日の行政報告とさせていただきます。

引き続き、施政方針について説明をさせていただきます。少し長くなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、予算に伴う施政方針を申し述べます。

本日、令和4年3月議会定例会の開会にあたり、令和4年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、ご審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。

昨年10月に町長就任いたしましたして、初めての予算編成であります。一昨年2月以降、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、依然として社会経済情勢や日常生活の混迷が続いている中、1月当初からのオミクロン株による急激な感染拡大は、その収束の兆しを見せていませんが、昨年の町長選挙で掲げた「次世代にしっかり繋いでいけるまちづくり」、「皆さんと一緒に創る未来へのまちづくり」の実現に向けての第一歩となる予算であります。

また、これからの4年間、未来に希望が持てるまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、豊かな心を育むまちづくり、の3つの基本理念の下、選挙公約の実現に向けて努力してまいりますけれども、併せて、町の第2次総合計画の将来像「豊かな自然と魅力的な人に恵まれたまち」の実現を目指すとともに、少しずつではありますが、10年後の町の将来像も見据えて各種施策を展開して行きたいと考えています。

以上を踏まえて、令和4年度予算を編成しましたので、ただいまからその概要等について申し述べます。

町の現状は、他の過疎町村同様、少子高齢化の進展と人口減少に歯止めがかからない状況が続いていますけれども、そうした中でも、予算を計上した事業につきましては、全世代の町民の皆さんが健康で楽しく生活するとともに希望の持てる町としていくため、引き続き設楽ダム関連事業を中心としたハード面と、地域の実情・住民ニーズをできる限り踏まえたソフト面に着目したものとしています。併せて、新型コロナへの対応も切れ目なく行っていくことが必要であります。こうした事業を実現していくためには、有利な財源の活用と効率的な執行は必要不可欠であり、このことも念頭に置いた予算としました。

以上を踏まえて、最初に、国や県の令和4年度予算、地方財政対策。続いて、町の令和4年度当初予算編成方針。最後に、令和4年度当初予算の概要等の順に申し上げます。

はじめに、国の令和4年度予算について申し上げます。

昨年末に閣議決定された、国の令和4年度予算編成の基本方針では、「日本経済は新型コロナによる厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、持ち直しの動きに弱さが見られ、新たな変異株の出現等を踏まえると先行きが不透明であるが、岸田内閣は「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでおり、経済財政運営に当たっては、「デフレ脱却を成し遂げ、経済を立て直した上で財政健全化に向けて取り組む」としています。また、予算編成についても、「新型コロナへの対応に万全を期すとともに、いわゆる骨太の方針に基づいてメリハリの効いた予算とし、昨年12月に決定した令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体とする16か月予算の考え方で編成する」としています。

一方、地方財政対策では、一般財源総額の確保について、いわゆる骨太の方針に基づき、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないことを踏まえた対応が図られるとともに、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進を図る経費が計上されています。

次に、愛知県です。県税収入は、上場企業の業績予想が増収見通しとなっているものの、国内外における新型コロナの動向や半導体需給のひっ迫など企業収益に与える影響が懸念されるとともに、感染症の動向によっては、個人県民税や地方消費税などへの影響も心配されていること、歳出も新型コロナへの対応に加え、団塊の世代が75歳以上となり扶助費が増加すること、社会情勢の変化や多様化するニーズへの的確な対応のため多額の財源不足が見込まれ厳しい財政運営が続くこと、その中でも、新型コロナ対策に全力で取り組むとともに、新型コロナの克服及びウィズ・アフターコロナを見据えた成長戦略の他、「リニア大交流圏」の形成始め13項目を目標として予算を編成しております。

次に、町の令和4年度当初予算編成方針等について申し上げます。

新型コロナ対策と社会経済活動の両立を図りながら、第2次設楽町総合計画に掲げた各施策を着実に実行していくことを基本とし、普通交付税を令和3年度並みと見込むとともに、今後の公債費を考慮した町債新規発行額の抑制、コロナ対策及び行政デジタル化の推進などを踏まえたうえで、「最小の経費で最大の効果」をあげるという視点に立ち返り、可能な限り事務事業の見直しに心がけました。

併せて、「第2次設楽町総合計画」の目標指標達成に向けた施策の継続実施、また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョン等を踏まえた移住定住施策の充実の他、新しい過疎計画及び地方創生に係る施策の更なる展開を図

り、加えて、新型コロナとの共存を念頭に置きつつ、必要な対応や対策の的確な実施、町主催イベント等につきましては、感染状況を踏まえて万全な対策のもと必要最小限の範囲での実施を基本としました。

最後に、令和4年度当初予算の概要等について申し上げます。

一般会計と11特別会計を合わせた当初予算の規模は、前年比6.3%増の85億2,612万円となりました。

このうち一般会計は60億2,883万円で、前年比4.6%増、金額にして2億6,748万円の増となりました。増額の主な要因は、令和5年度から簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業の各会計の財務処理において公営企業法を適用、その目的としては、経営状況の的確な把握や適切な説明責任などのためですが、各会計を独立運営してまいりますので、その準備のため資金確保が必要となり、各事業の運営基金へ積立を行ってまいります。その財源を、全体で約6億円となりますけれども、一般会計から繰出金で賄うこととしたためであります。

続いて、令和4年度の主な事業、新規事業などを説明しますが、基本としては第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明してまいります。

最初は、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。

選挙公約の一つとして、今の設楽町に一番必要なこととして、町民の皆さんとの対話を掲げました。総合計画では、今後のまちづくりを全員協働の視点で取り組んでいくこととしておりますけれども、町民との対話を行うことが、正に全員協働への第一歩だと考えています。この対話をするに予算を必要としませんが、着実に進めてまいりたいと思っております。

その他、具体的な事業といたしましては、移住者の受入れをよりスムーズに行えるように体制の見直しに取り掛かるとともに、年間10世帯の移住者確保を目指してまいります。

併せて、町内事業者の人材不足と移住定住に必要な仕事の確保を図るため、労働者派遣事業が行える特定地域づくり事業協同組合の設立準備を支援してまいります。

その他、空き家バンク制度の利便性向上と効率化を進めるため、業務の一部を民間事業者へ委託してまいります。

「第2次設楽町男女共同参画基本計画」に基づいた事業を引き続き展開し、行政と住民が更なる連携のもと、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2番目は「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

本町は「緑と水」に恵まれたまちであります。この恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これらの資源を最大限活用した産業振興及び町のPRに繋げていきたいと考えています。具体的には「間伐材搬出事業」や「林業経営作業道開設事業」などへの補助事業を、森林環境譲与税等を財源として実施してまいります。

また、「森林境界明確化事業」の計画的な実施、更に昨年度創設した「循環型林業推進事業」に対する補助制度を継続してまいります。

設楽ダムに係る小水力発電施設につきましては、令和2年度の事業性評価調査及び令和3年度の活用方策の検討結果を受けて、基本設計委託費用を計上いたしました。引き続き国のエネルギー政策の動向に注視するとともに国県等関係機関と調整しながら適切に対応してまいります。

環境衛生対策といたしましては、安定した可燃ゴミの搬送に必要となる北設広域事務組合への負担金を支出いたします。

また、東三河ごみ焼却施設広域化計画の見直しを関係市町村と連携して対応してまいります。

3番目は「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により厳しい状況となっておりますけれども、道路網の整備や設楽ダム建設事業を生かして、産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を図ってまいります。

具体的には、町内3か所の「道の駅」を中心として観光行政の重点化を進め、町の更なる魅力化を図るとともに情報発信に努めてまいります。併せて、アグリステーションなぐらの機能強化と集客向上を図るため、施設の改修を行います。

新型コロナの影響により2年間延期されておりました世界ラリー選手権の本年11月の開催に向けて、その機運を盛り上げるとともに観戦場所の整備などを進め、町のPRとイメージアップを図ってまいります。

近年の山城ブームを踏まえまして、利用者の利便性と安全性の向上を図るため、田峯城遊歩道と馬房柵の改修を行ってまいります。

保安林解除の関係で1年延期しましたが、段戸裏谷原生林の「きららの森ビジターセンター（仮称）」の整備に必要な国有地を購入してまいります。

引き続きオリエンテーリングフェスタを開催するとともにオリエンテーリングの普及に努めます。併せて関係される地域おこし協力隊員の活動を支援し、オリエンテーリングのまち設楽を目指してまいります。

4番目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

現在の暮らしから将来まで必要となる道路網を始めとする生活環境や交通環境の整備を図ります。

具体的には、近年の台風や集中豪雨、大規模地震の発生に備え、令和3年度の防災行政無線設備の更新に合わせて整備をいたしましたスマートフォンを利用した情報伝達体制の効果的な運用を図ってまいります。

併せて、住民や自主防災組織と協力して地域の防災力・減災力を更に強化する体制を整備してまいります。

令和3年度から一部供用した田口地区公共下水道整備事業は、引き続き管渠工事を進めるとともに、宅内工事の推進を図り、更なる加入率の向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めるとともに田口地区の配水管の耐震化更新工事を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、引き続き津具地区及び名倉地区で施設整備の改修を進めてまいります。

北設広域事務組合で運営している情報ネットワーク施設につきましては、安定した通信ができるよう関係機関に強力に働きかけてまいります。

町道につきましては、適切な維持・管理に努めるとともに、2路線の改良工事等を始め、橋梁の補修を計画的に進めてまいります。併せて通学路安全対策につきましても、引き続きグリーンベルト等の設置を図ってまいります。

林道につきましては、森林整備・林業経営の効率化を図り車両の安全確保のため、開設1路線、改良4路線、舗装4路線の整備を進めてまいります。

農道につきましては、本年6月に広域営農団地農道整備事業奥三河2期地区、西納庫湯谷区から豊田市黒田地区までの供用が開始され全線が開通しますけれども、引き続き安全な通行ができるよう舗装整備などを進めてまいります。その他、改良2路線、舗装1路線の整備を進めてまいります。

5番目は、「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、これを支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めてまいります。

具体的には、妊産婦への助産師による訪問事業の充実を図りますとともに、妊産婦の医療費自己負担額の助成制度を継続してまいります。

保育園では延長保育などの保育ニーズに寄り添う運営体制を充実してまいります。併せて、子どもセンターを子育て支援の拠点として、児童クラブを含めて多様な子育て支援サービスを展開してまいります。

つぐ診療所におきましては、常勤医師の在宅医療の充実と、関係機関との連携による患者の皆さんに寄り添った医療サービスを提供してまいります。

介護保険事業につきましては、第8期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めてまいります。また、高齢者世帯等への配食サービス事業は、最大週5回の提供を継続しますとともに食事の内容等、利用者の要望に沿うように努めてまいります。

国民健康保険事業は、愛知県との共同運営のもと事業を進め、地域性や被保険者の負担を考慮した適切な保険料率の設定に努めてまいります。

高齢者等ふれあいゴミ収集事業の継続、介護予防活動グループへの支援の他、新型コロナの感染状況を注視しながら「認知症カフェ」を再開してまいります。

さらに、安全運転サポートカー等の購入に対する助成を継続し、福祉移送サービスやタクシー運行補助につきましては、利便性が向上するよう制度の見直しを進めますとともに、愛知県から受託しております移動支援モデル事業による実証実験を進めてまいります。

「障害者計画、第5期障害福祉計画・障害児福祉計画」の理念に基づいた施策を展開し、障害者にやさしいまちづくりを進めてまいります。

「健康日本21・設楽町健康づくり計画」及び「設楽町自殺対策計画」に基づいて、住民の心と体の健康を支援する環境づくりを進め、一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを進めてまいります。

基本健診やがん検診におきましては、受診しやすい体制整備を維持をしますとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助など、町民の健康寿命の延伸につながる支援を継続してまいります。

新型コロナのワクチン接種につきましては、既に3回目の接種が始まっていますが、引き続き安全かつ確実な接種を進めてまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民の皆さんが、豊かな人間性をはぐくみ、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」の環境の構築や機会づくりを進めてまいります。

また、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援してまいります。

具体的には、児童生徒に配布しましたタブレット端末の効果的な活用を進めるとともに、指導する教師のサポート体制を充実してまいります。併せて教職員の多忙化解消のため、新たに学習指導員及び学校事務補助員などを配置いたします。

また、町内小中学校の適正配置につきましては、新たな「教育振興基本計画」における重点施策として、保護者の要望等を踏まえながら検討を進めてまいります。

郡内唯一の高校であります県立田口高校の魅力化事業を継続いたします。また、昨年度関係機関が参画して設置されました同校の運営協議会を中心として、北設の要の学校となるよう地域ぐるみで支えてまいります。さらに、「お仕事フェア」も引き続き開催し、若年層の地元定着を図ってまいります。

奥三河郷土館では、隣接する地域産業振興施設との連携を図りつつ、特色ある企画展などを開催して魅力ある情報発信の場となるよう取組を進めてまいります。

中学3年生を対象とする海外派遣事業は、新型コロナの影響により令和4年度も中止といたしました。人材育成事業を継続実施いたしますけれども、町の将来を担う若者育成の一助となるよう内容の充実に心がけてまいります。

将来を担う人づくりの観点から、小中学校で活用しております外国語指導助手を夏休み期間中に町内4保育園にも派遣し、英語に親しむ時間を設けたいと考えています。

以上、新町長として臨んだ新年度予算の一端を申し上げましたが、初めての予算編成ということもあり、新規事業ということよりも現行の各種事業の見直しが必要と考えております。その体制整備に重きを置いた予算としておりますけれども、新型コロナの一日も早い収束を願うとともに、「次世代にそして未来に」というテーマに向けた取組を可能な限り進め、町が新しいステージに進んで行けるよう、誠心誠意努力していく所存であります。

どうか、議員各位を始め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので御了解をお願いしたいと思います。

---

議長 次に、日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から申出がありましたので、これを許します。

教育長 令和4年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

これまで、設楽町の教育行政は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「設楽町教育大綱」と、設楽町総合計画を基本として進めてきました。令和4年度は、教育大綱に代わり、新たに教育基本法に基づく「設楽町教育振興基本計画」を策定いたします。

この教育振興基本計画では、「教育は人づくり」を基本理念とし、5つの取り組みの柱を融合し、施策を展開してまいります。

1点目は、小中学校の適正配置についてです。

今後の児童生徒数については、急激な減少が明らかとなっています。義務教育段階の学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要となります。適正配置の検討の際は、単に学校統合の適否のみだけでなく、児童生徒の教育条件の改善などの観点も勘案します。また、保護者の皆さんのわが子を想う気持ちに寄り添うとともに、地域コミュニティの核となっている学校の存在に配慮しつつ、保護者や地域住民との共通理解を深めることに心がけます。

これまでの検討経緯においては、同級生がいない状況などにより多くの保護者から早期の統廃合を望まれている学校がある反面、移住定住推進のための地域の核として学校存続を望む住民の声もあります。

教育振興基本計画の期間は令和8年度までですが、長期的な展望をしつつ、一定の方向性を定めます。

2点目は、「生きる力」を育む学校教育の推進です。

保育園・小学校・中学校での情報連携を進め、子ども達の成長や教育課程の変化に柔軟に適応できる環境を整え、少人数ならではの良さを生かし、一人も取り残さない教育を目指します。

特別な教育支援を必要とする児童生徒には、どのような支援が必要かなどを検討し、保護者や関係機関との連携により、その子に合った支援を行っていきます。

小中学校でのキャリア教育を推進し、目標に向かって努力することや勉強することを応援します。特に地元企業での学習機会を設けることで、地場産業に対する理解を深め、地域を愛する心を育みます。

国際交流事業は、中学の生徒数減少などに伴い、ホームステイの受入れの確保が難しくなっていること、コロナ禍の海外渡航制限などの近年の社会情勢の変化を踏まえ、事業の見直しを検討します。令和4年度は、令和3年度に引き続き、国内での人材育成研修事業を代替え実施します。

小中学校の適正配置を契機に、地域住民が学校運営に協力する体制を整えるため、コミュニティ・スクールの推進を図ります。子どもに求められる資質や能力は、地域の中で多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることから、保護者や地域等の支えが必要となります。また、教職員の多忙化解消などの働き方改革の一助となることも期待されます。

I C T機器の有効活用ため、児童生徒への学習用タブレット端末の1人1台整備に続き、教職員に対してもタブレット1人1台の整備を進めます。学校と家庭を結んだオンライン学習だけでなく、学校間の集合学習や交流事業などへの利活用への可能性を視野に入れ、教職員研修の充実も図ります。

S D G sの理念を踏まえた教育の実践のため、学校教育の場面はもちろんのこと、日常的な暮らしの中でも、少しずつでも子どもたちが意識して考えていくよう取り組みます。

学校施設の安全点検や、児童生徒の学校生活・日常生活における安全指導の徹底を図ります。児童生徒一人ひとりの防災意識の向上のため、様々な災害の特性を知り、安全を確保するための適切な行動ができるよう、幅広い観点で防災教育を実施します。

新型コロナウイルスの脅威は、いまだ衰えていません。ワクチン接種が始められましたが、デルタ株やオミクロン株などの変異株が次々と派生しています。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が幾度となく発出され、この度毎に日常生活への制約が生じ、十分な学習機会が得られない事態も起こっています。このため、どんな環境下、制約下でも学びを止めることがないように、あらゆる支援や対策を行い、ICTを積極的に活用するなどして、子どもたちの学びを最大限保障するよう努めます。さらに、学校でクラスターが発生すれば、広範囲にその影響が及ぶことになるため、引き続き、気を緩めることなく感染予防対策に努めます。

3点目は、青少年の健全育成の推進です。

子どもの世界では「いじめ」、大人の世界では「ハラスメント」などが、なかなか絶えることがない社会となっています。人権問題への正しい理解と認識をもち、自ら主体的に行動できるよう道徳教育の推進を図ります。学校、地域、家庭、行政などの関係機関が連携し、いじめを放置することのないよう、日ごろから取り組んでいく体制を整備します。また、児童生徒や保護者が学校生活などでの悩みごとを相談できる体制も整えてまいります。

子どもは地域全体で育てるという考えのもと、地域の一員として一緒に活動をする機会を設けるなど、地域で生きていく力の育成を図ります。

家庭は、社会生活の基礎となる重要な場所です。基本的な生活習慣や人に対する信頼感や思いやり、さらには自立心を身につけることができるよう、家庭教育の推進を図ります。

4点目は、生涯学習の推進、芸術・文化活動の振興です。

生涯を通じて学んでいくことは、豊かで潤いのある人生へとつながります。生涯学習を充実させ、住民の学ぶ機会を増やし、人生の楽しみをさらに広げます。また、住民が自らの得意分野に関する講師となって講座を開催するなど、生涯現役で活躍できる人材を育成します。

文化芸術団体会員の高齢化が顕著になっています。引き続き団体活動への支援、指導者や新規会員の育成に努めるとともに、幅広い年代で参加できる催しの開催を検討します。

町内2か所にある温水プールの利用促進をはじめ、既存のスポーツ施設の有効活用による町民の健康づくりを推進します。

町内2か所にある図書館の蔵書の充実を図るとともに、1回の貸し出し冊数の上限を増やすなど、より一層住民の利便性を高めることに努めます。

町民向けの芸術、文化鑑賞の機会を増やすとともに、文化芸術団体の町内外における発表の機会も増やすよう努めます。

5点目は、国内外における交流の推進、歴史的文化の保存、伝承です。

英語をはじめとする外国語に身近に接することができるよう、ネイティブを町内に招へいし、交流事業を行うなど、国際意識、交際感覚の醸成を図ることを検討します。生涯学習の一環として、英会話教室の開催など、誰にでも英語に親しむことができる機会の創設を目指します。

奥三河郷土館の資料や郷土館以外で保存している貴重な文化財の整理・保存の完了を目指します。さらに、企画展・特別展を開催し、広く町内外に設楽町の歴史民俗などの情報発信をしていきます。

町内に数多く存在する貴重な史跡や天然記念物の保存に引き続き取り組むとともに、後世に引き継げるよう努めます

教育を取り巻く環境は、今後もその時その時の社会情勢の変化にともない、様々な状況になっていくことが予想されます。どんな状況となっても、教育行政が少しでも滞ることになってはなりません。設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また町当局と協議・調整を重ねながら、着実に教育行政の推進をしてまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の教育方針といたします。

ありがとうございました。

---

議長 続きまして、伊藤武議員の御逝去に伴い、設楽ダム対策特別委員1名が欠員となりました。

お諮りします。「設楽ダム対策特別委員の選任」を日程に追加し、日程第40とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム特別委員会の選任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

「設楽ダム対策特別委員の選任」を、議題とします。日程第40となります。

お諮りしますここで暫時休憩としたいと思いますが御異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

議員の方は委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時06分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。設楽ダム対策特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、今泉吉人君を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員は、今泉吉人君を選任することに決定しました。

設楽ダム対策特別委員会は、次の休憩中に委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩といたします。それでは、10時15分まで休憩しますので、短期ではありますが委員会の皆さん、委員会を開催して正副委員長の選任をお願いいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時15分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

設楽ダム対策特別委員会における正・副委員長の互選について報告がありました。設楽ダム対策特別委員会は、委員長に4番原田直幸君、副委員長に6番金田敏行君が選任されましたので御承知置きいただきたいと思ひます。

---

議長 日程第7「議会運営委員の選任」を、議題とします。

お諮りします。ここで、暫時休憩したいと思ひますが、御異議ございませぬか。  
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりまして指名したいと思ひます。御異議ありませぬか。  
（「異議なし」の声あり）

議長 それでは金田文子を指名をいたします。異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議会運営委員は、金田文子君を選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会における副委員長の欠員に伴う互選について報告がございました。議会運営委員会の副委員長に、4番原田直幸君が選任されましたので、承知おきいただきたいと思ひます。

---

議長 日程第8、選挙第1号「東三河広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

お諮りします。ここで、休憩したいと思ひますが、御異議ございませぬか。  
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時35分

---

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東三河広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は、10名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番原田純子君、3番七原剛君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長 参考までに、自治法103条に基づきまして、議員の中から選挙をしなければならない案件でありますので、議員全員が候補者であり、立候補の意思にかかわらず、最多得票者が当選となりますので御承知置きいただきたいと思えます。

それでは、選挙に入ります。1番から投票をお願いします。

[投票]

議長 開票をお願いいたします。

[開票]

議長 選挙の結果を報告します。投票総数10票。得票総数10票。無効投票ゼロ。有効投票のうち今泉吉人君7票、金田文子君3票。

以上のおり、この選挙の法定得票数は3票で、したがって今泉吉人君が東三河広域連合議会議員に当選されました。

議場の入口を開きます。

今泉吉人君がここにいますので告知します。

以上で、東三河広域連合議会議員選挙を終了いたします。

議長 日程第9、請願第1号「コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」を議題とします。

本案は、総務建設委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和4年第1回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和4年1月31日月曜日午後2時57分から午後4時15分まで総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、総務建設委員5名及び議会事務局長。執行部より産業課長、産業課職員3名。参考人として、愛知東農業協同組合より河合常務理事、鈴木常務理事、村松北設営農センター課長の出席をいただき、継続審査となった請願1件を審議しました。その結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件。請願第1号「コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」についてを審議いたしました。

質疑2件。趣旨採択に2名、採択に2名。委員長採決により趣旨採択に決定いたしました。

本委員会は、始めに参考人の愛知東農業協同組合河合専務理事、及び村松北設営農センター課長より説明及び意見陳述を受け、その後質疑を行いました。その後、休憩を挟んで請願に対する取り扱いを行いました。

趣旨採択意見、採択意見、及び参考人の説明及び意見陳述については以下に記載してありますので一読願いたいと思えます。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 請願第1号「コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

請願第1号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

議長 日程第10、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明いたします。

5ページを御覧ください。本議案は、現委員の任期が本年3月31日で満了することに伴い、下記に記載する推薦及び募集に応じた佐々木すゑのさん始め8名の候補者を農業委員会委員に任命したいので、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

各委員候補者の生年月日、住所などは議案に記載するとおりでありまして、8名のうち、新たに委員になられる、氏原ゆりさん、後藤就一さん、後藤吉嗣さんを除く5名の方は、いずれも再任の農業委員会委員であります。なお、任期は、同法律第10条第1項の規定により3年であります。

説明は以上です。

議長 同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第1号は、同意することに決定いたしました。

---

議長 日程第11、同意第2号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第2号「設楽町田口財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を説明いたします。

6ページを御覧ください。下記に記載する芦沢敦志さん、伊藤光さんを設楽町田口財産区管理会委員に選任したいので、「設楽町財産区管理会条例」第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、お2人とも、同条例第3条第1項の「委員」の住所要件——3月以上住所を有する事は満たしております。

本議案は、前任の正木定委員、伊藤友一委員の、両委員の一身上の都合による辞職に伴い、補充選任する必要が生じたため、議会の同意を得て選任するものです。任期は、選任の日から令和7年11月8日までで、同条第3項の規定により前任者の残任期間であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

同意第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第2号は、同意することに決定しました。

---

議長 日程第12、議案第5号「工事請負契約の変更について」から日程第13、議案第6号「工事請負契約の変更について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第5号及び議案第6号について一括して説明させていただきます。

始めに、議案第5号「工事請負契約の変更について(令和2年度導水管布設工事(その1))」を説明します。7ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和3年3月2日の議会定例会において議会議決を得て、本年度に繰り越した、設楽ダム建設事業に伴う導水管付け替えの整備工事、「令和2年度導水管布設工事(その1)」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、今回の施行範囲は9ページの図面のとおり、林道境川線上に布設するものですが、延長内の林道境川線施設で路肩決壊が生じ、年度内の復旧工事が見込めないため、この部分の施行を今回の工事から外した変更を行うものであります。具体的には、主な変更として、導水管布設としてダクタイル铸铁管、口径250ミリを1,581.7メートルから、1,499メートルに変更し、当初契約金額2億130万円から1億9,641万1,600円に488万8,400円減額する変更であります。

続いて、議案第6号「工事請負契約の変更について(令和3年度 簡易水道配水管更新工事(R3-2))」を説明します。10ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和3年9月2日の議会定例会で議会議決を得た、田口地内の配水管更新の整備工事、「令和3年度簡易水道配水管更新工事(R3-2)」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、今回の施行範囲は12ページの図面のとおり、国道473号線沿いの太田口地内で施工するものですが、田口地内は公共下水道の整備工事と調整し工事を進めておりますけれども、施工の基本的な流れとしては、先に水道工事、そして仮舗装施工をしたあとに下水道工事、仮舗装を行い、その後、舗装復旧工事を行うスケジュールで進めておりますが、今回の区間の下水道工事施行に遅れが生じ、令和5年度以降の施工となったため、道路管理者と協議した結果、本舗装をを行うということになったものです。具体的には、主に舗装復旧工事を561平方メートルから、699平方メートルに変更し、当初契約金額6,325万円から6,847万5,000円に522万5,000円増額する変更であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 8ページのところに変更内容が書いてあると思うのですが、ごめんなさい、変更理由ですね。一部路肩の決壊が発生し、とありますが、これは自然災害で決壊したのか、それとも作業中、掘削中に決壊したのかどちらですか。

生活課長 今回の路肩の決壊につきましては、3月20日過ぎなのですけれども、大雨による自然の路肩決壊ということで、今回その部分について水道管の布設工事ができなくなりましたので、その部分を減らさせていただくこととしました。

以上です。

6 金田(敏) それでは、この林道の路肩決壊の復旧予定の見込みはいつ頃でしょうか。

生活課長 今、建設課のほうで復旧について検討をさせていただいております。4年度の中で復旧を計画をしているということですので、水道のほうもこの復旧に合わせて布設をしていきたいと考えております。

以上です。

7 金田(文) 2点お願いします。1点は今回同僚議員の質問にあった路肩が決壊するような軟弱な所に大事な上水道を引かれるわけですけれども、その所は今後も大丈夫なのか。決壊を直す工事で今後ずっと大丈夫なのかという点が心配なのでお聞きします。

それから2点目は、元々の延長に対して減じた延長のパーセンテージと金額のパーセンテージに開きがあるように思いますが、その点はどういうふうですか。その理由を教えてください。

生活課長 まず、大丈夫かという話ですけれども、道路のほうは十分大丈夫な形で復旧をしていただきますので、それに布設する水道管についても大丈夫であるということで引き続き施工をしてまいります。

それと、延長と金額の率が若干違うんじゃないかということですが、今回変更は単純な直線部分の減ですので、それ以外にも水管橋布設とか曲がりの部分ですとか、いろいろな工事を含めた中の延長ですので、平均単価としては延長と合わないというのが実状で、今回はその部分を精査したらこのような金額になったということで御理解をお願いしたいと思います。

10田中 変更内容の点につきまして質問します。1,581.7から、1,499に変更になったと理解をしますが、このAとLはどういうふうに違うのか。それから、工事延長との違いはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

生活課長 8ページの変更内容の、AとLですけれども、AはLの間違いでしたので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

管渠延長と施行延長ですけれども、今回ここにD I P、鑄鉄管の延長を8ページに書かせていただいておりますけれども、施工延長としては、そういう環境ですとかその他のものを含めた全体延長という形で表示させていただいておりますので、施工延長は、全ていろいろなものを含めた今回の工事の延長、8ページに書いてあるのはその中の250ミリメートルの鑄鉄管の延長ということで御理解をお願いしたいと思います。

8高森 1点だけお願いします。欠損箇所が82.7メートル、この間結構長いのですが、それを放置してそこから先は完成をして、来年度の補正予算で決壊をなおしたときにうまく導水管がジョイントできるのかどうかその点確認したいと思います。

生活課長 今回82メートルほど、その間が宙ぶらりんになってしまうのですけれども、接続については、どのような延長でも最終的には管を切って調整いたしますのでその辺は上手に施工ができると思っております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6金田(敏) 舗装復旧のことについてお聞きします。舗装復旧の歩道に関してはカラー舗装になって、そのまま復旧されましたが、車道部は当初は排水性舗装だったのが、今度は普通のアスファルトで復旧されましたが、将来的、これは下水をやったあとですけれども、この舗装を全面的にやるときには排水性舗装に変えられるのですか。この辺、県との打合せはどうなっているのか、お聞きします。

生活課長 今回、あのような形で復旧をさせていただいております。これで下水道をやるときに、もう一度舗装を全部めくりますので、そのときの復旧については県と改めてその都度打ち合わせをしながらやっていきますので、基本はもとのあった舗装で復旧するというのが大原則でありますのでそのような形になると思いますけれども、最終的な決定はこれからの県との調整になるということで御承知置きをください。

6金田(敏) わかりました。基本としては排水性舗装に復旧するのが原則だということだったのですけれども、課長は御存じだと思いますけれども、排水性舗装というのは大変車両の音がうるそうございます。ですので、地元の人たちもできるこ

とならば普通のアスファルト舗装を望んでおりますので、県との打合せのときにはその辺の打合せをやっていただきたいと思いますので御理解をお願いします。  
議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議案第7号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を説明します。

説明の前に、資料の訂正をお願いします。13ページ最上段の「第7号議案」を「議案第7号」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、改めて13ページを御覧ください。

変更理由は、令和4年3月31日をもって、「尾張旭市長久手市衛生組合」が愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、規約の変更について協議する必要があるため、同法第290条の規定に基づき構成地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

そして、規約の一部を次のように変更します。別表第1中、「知多南部衛生組合尾張旭市長久手市衛生組合」を、「知多南部衛生組合」に改め、別表第2の1区の項中、「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改めるものです。附則として、施行日は、令和4年4月1日からであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4原田 脱退の理由は何かあるのでしょうか。お教えいただきたいと思います。

総務課長 解散のためと聞いておりますが、解散の理由までは承知しておりません。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第15、議案第8号「設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を説明します。

16ページを御覧ください。

設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定につきましては、令和4年2月16日開催の設楽町議会全員協議会で説明をさせていただいたところですが、企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して、寄附を行った場合について、税制上の優遇措置を受けられる仕組みになっております。そして、当該年度に事業に充当するのが基本であります。基金を設けることで、翌年度以降の事業に対して充当する事が可能になりますので、新たに設楽町企業版ふるさと納税基金条例を制定するものであります。なお、条例の施行期日は、公布の日からの施行であります。なお、補足、詳細につきましては、企画ダム対策課長から説明をさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、このふるさと納税基金条例について補足を説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど副町長のほうからあったとおりでありますので、1枚めくっていただきまして、17ページ、「設楽町企業版ふるさと納税基金条例」をお願いいたします。

この基金条例につきましては、他の特定目的基金と同様な条例となっております。

第1条、設置に関してですけれども、設楽町まち・ひと・しごと推進計画、いわゆる総合計画ですけれども、これに掲げた事業に要する経費に充てるということが設置の目的となります。

第2条、積立てにつきましては、毎年度予算で積み立てていくことになります。

以降、第3条以降については、管理、運用益、繰替運用、処分、委任について決めておりますのであとでお読みください。

予算のことに入るのですけれども、第2条で基金として積み立てる額は毎年度予算で定めるということになっております。ただ、令和4年度当初予算には地域再生計画の認定が令和4年3月下旬になる見込みですので、現在当初予算には計上しておりませんので補正で対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、この企業版ふるさと納税なのですけれども、町外の企業が寄付の対象となりますので、周知方法には力を入れていきたいと思っております。基本的には今あるホームページを基本としますけれども、チラシを作成して町外の事業者へ声をかけて発信をしていきたいと思っております。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 この条例制定についてはある程度理解はできるのですが、その前にお聞きしたいことがあります。この条例に基づいて寄付をした企業であります。破格の優遇を受けると聞いております。つまり、控除がすごく大きいということですが、この場合の税額控除が何割になるのか。何割に相当するものが控除されるのかということ。

それから、もう1点、寄付した企業の負担軽減がどれくらいになるのかということをお教えいただきたい。

それから2つ目に、この制度によって企業と地方自治体の癒着を進める可能性があるかと聞いておりますが、それを防ぐ仕組みはあるのか。

以上です。

企画ダム対策課長 1点目の税の控除について説明させていただきます。税控除におきましては、トータルで寄付額の9割が税額控除となります。国税と地方税で約3割。法人住民税と法人税が4割。法人事業税が2割となっております。先ほど一番始めに申し上げました、国税と地方税約3割につきましては、通常の寄付となりますので、あとの法人住民税、法人税と、法人事業税の4割と2割を合わせた6割が企業版ふるさと納税を活用したことによる税額控除となります。したがって企業負担は1割となります。

トータルで、寄付した税額はいくらになるかということなのですが、すみません、そこまで把握しておりませんのでよろしく願いいたします。

次に、この制度で寄付された企業と自治体が癒着というか、緊密になるということが見受けられるという御指摘でありましたけれども、これも寄付の代償として入札や認可などに便宜を図るなど、企業への利益提供は禁止されておりますので、そのようなことはないように努めてまいります。その辺については、設楽町、自治体としての理念としてしっかりと対応させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

7金田(文) たしか、時限のある企業版ふるさと納税だったと思うのですが、このあと、ダム関係で大きな事業者さんが入ってくるだろうという想像ですが、そういう事業者さんが外にいてここに寄付をしてくれるという可能性はあるのかなと思うのですが、一方で、この町の中に事務所を置いていただいて、この町へ法人住民税を納めていただくというのもあるのかなと思うのですが、どちらのほうが町にとって有利なのか。そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

企画ダム対策課長 どちらのほうがいいのかという金額的なことは分かりませんが、ここに作る事業者については町に置いていただくと税が発生しますのでいいと思います。ただ、大きなところになっていくとまた本社は別でと考えておりますので、本社からの寄付ということであれば、それはふるさと納税の対象となると考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

3七原 すみません、前回お休みをさせていただいたので、そんなことは説明したよということであつたら、ごめんなさい。

今、同僚議員から質問もありましたが、ダムの施工業者がたくさん来ることがあつての制度で大変いいことだと思います。であれば、この制度自体は、工事に

来る国交相の落札業者とか県の落札業者とか、そういったところに向けて、具体的に、こういう制度がありますから、平たく言えば、協力してくださいよというようなPRをしていくのかどうかということが1点。

それから時限的なお話だということなので、目標とされる額がどの程度なのか。事業自体は載っているのを見ればわかると思うのですがけれども、それを行うための基金ということであれば、目標額としてどの程度を設定しているのか教えてください。

企画ダム対策課長 現在、国等で行う業者に対してどういった対応をするかということがありますがけれども。チラシを作成して、事業者のほうに、周知方法はあるかと思えますけれども、直接伺うのか、その辺はちょっと分かりませんが、チラシを配布してPRをしてまいりたいと思っております。

次の、目標額はいくらかということでありまして。目標額については3億円を予定しております。それにつきましては、町の財政規模に応じて目標額が決まっております。設楽町としては3億ということになっております。

以上です。

11加藤 同僚議員の質問で目標が3億ということでしたけれども、1年で3億と理解しましたが、それでよろしいかどうかということと。

それから、こうして地方創生ということで御協力をいただいて寄付をしていたお金も基金という形でストックしていくわけですが、先ほどの町長の施政方針にもありましたように、地方創生は喫緊の課題であるということで、ここにため込んでおいて使われないというような状況があっては寄付していただいた方にも失礼であるし、また町にとっても利益ではないということも含んで、基金の活用についてため込んでおくのではなくて有効に使っていく、積極的に使っていく方向であるということを確認したいと思っておりますが、お願いします。

企画ダム対策課長 基金におきましては、全体で3億ということで、毎年3億ということではないです。ちょっとお待ちください……すみません、その辺はあとでお答えさせていただきます。

基金の使い道というか、寄付した額を基金にためることなく早急に使っていったほうがいいという御指摘でございますけれども、もちろん有効な事業についてはその年度に充て、地方創生事業に使っていきたいと思っております。ただ、令和6年度以降、令和7年度にも事業を実施したい場合のためにも基金にも多少置いておくことが必要と考えております。ただ、そのために使い道があるのであれば、寄付をされたお金を有効に使っていきたいと思っております。

3億につきましては御時間をください。あとでお伝えさせていただきます。

5今泉 17ページ、第6条ですが、「必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」と書いてありますが、これはどういう意味か教えてください。お願いします。

企画ダム対策課長 これにつきましては、お金を使うことができる第1条の目的においてしかお金を使えないということでありまして。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第8号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を説明します。

19ページを御覧ください。設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、選挙事務に関して、新たに報酬の対象に期日前投票所の投票立会人を追加した事と、期日前を含む投票立会人が交代した場合の、報酬額の基準を明確にするための改正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

以上です。

総務課長 それでは、22ページの新旧対照表、こちらを御覧いただきたいと思えます。

そもそも、選挙の投票所の投票立会人につきましては、朝の7時から夜の8時までという13時間という長い時間の立会いを1名の方に現在お願いをしてやっております。今回の改正は途中で交代をした場合の報酬額を時間分に計算をするというための改正であります。これにより、途中交代に対応ができるように改正をしたいと思います。併せて期日前投票の投票立会人について項目がありませんでしたので追加するようにいたしました。施行は4月1日であります。予定ですと、次回の参議院選挙から適用ということになります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第9号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第17、議案第10号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。23ページを御覧ください。

設楽町消防団条例の一部の改正については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、近年の消防団員の減少を改善するため、消防庁が示した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、設楽町消防団の班長及び基本団員の年額報酬、また、災害、人名救助などの出動報酬について、活動内容に考慮した額に改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

総務課長 消防団員の処遇改善を図るためということで、令和3年の4月13日付で消防庁長官から通知が来ております。消防団の処遇等に関する検討会という中で出動報酬の創設、それから年額報酬、及び出動報酬の基準額の策定等をこの会で取りまとめております。

その取りまとめられた報酬の基準として示された内容は、1つは、報酬の種類は、年額報酬と出動報酬の2種類とする。

2つ目に、年額報酬の額は団員階級の者については年額3万6,500円を標準とする。団員よりも上位の階級は市町村で業務を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるように定める。

3つ目に、出動報酬の額については、災害ですね——水害、火災、地震等の災害出動については1日あたり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、業務や時間を勘案し、標準額との均衡のとれた額となるように定めると。こういった基準が示されました。これに基づきまして、団員報酬を現在2万8,000円となっておりますが、国で示された基準の3万6,500円に上げまして、これにより、今度班長が追い抜かれてしまいますので、班長を4万2,000円に上げるように改定するものであります。ちなみに、班長は上げますが、それよりも上の階級については現状どおりという形でしております。併せて災害の出動手当についても、国の示した基準、1日8,000円、これにあわせて改定をし、人捜し等の場合は3,500円。それから、4時間未満についてはその半額という設定に改定をするものであります。

それでは、26ページの新旧対照表を御覧ください。

旧の条例の第14条は報酬を定めており、第15条で費用弁償として出動手当を設楽町では定めていました。改正後は出動手当も出動の報酬というふうに位置付けまして支給することといたしまして、第14条で年額報酬と出動報酬を規定するようにしております。額については別表で定めておりまして、先ほど説明したとおり、団員の年額報酬を3万6,500円、班長を4万2,000円。この新旧対照表では、表全体を改正いたしておりますので、全部にアンダーラインがついておりますが、改正をしたのは、今の班長と団員であります。その別表第2として出動報酬の関係ですけれども、基準に従いまして災害等の場合は8,000円。それから人命救助の場合は3,500円。そして、4時間未満はその半額というふうに改定をするものであります。施行については4年の4月1日からということで提出をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 すみません、別表の26で質問をさせていただきますが、報酬もそうなのですが、出動の報酬につきまして、大幅に引き上げております。例えば、災害等の場合の水火災の鎮圧、1日につき1,150円が1日につき8,000円になっているんですね。8,000円という日当と考えてもおかしくないのですが、こちら辺の大幅に引き上げられた理由というのは国のほうではどんなふうに言って大幅引き上げに持っていくのかということの説明してください。

それから、以前の1,150円というのはあまりにも低すぎるという考え方はあるのですけれども、これらの、1,150円が8,000円になったということで、これは個人に支払われると思うのですが、分団の経費にしちゃうということが昔あったと思

うのですが、そういうことはないだろうと思うのですが確認をしたい。それから、この予算付けですが、大変な額になるかもしれませんが、これは国のほうの予算でちゃんと手当をしてくれるのかどうか。

以上です。

総務課長 まず、出動手当が大幅に伸びているという理由であります。これ、それぞれ市町村で定めているというものでありまして、設楽町は1,150円ということで今まで非常に低い状態であったと。国のほうでは、消防団の団員減少、それから、消防団の人員確保ということをメインに消防団の処遇改善を図るということで基線的なものを検討して出しているのが国の方針です。そこで出された金額が、災害は8,000円ということを出てまいりました。そう言われると災害に1日出て8,000円、妥当と言えば妥当と捉えております。

2番目の、個人への渡し方の話です。国の指針の中では、団に支給をして団の経費にというのはやめろということが1つは出ております。今、設楽町の現状はと言いますと、団を経由して個人にいつているはずであります。

10田中 1,150円というのは、自分たちの地域のことで、地域を災害から守るために働くのは住民の当然の務めだというような考え方があったと思うのですね、いわゆるボランティアですよ。それでもただでは気の毒だと、握り飯の1つくらい食べてもらわないといけないということで1,150円の設定をしたと思うのですが、この8,000円にしたのが妥当だと課長が言われたのですが、この算定はどのようなことを根拠にして。国がこういう基準にしたから8,000円になったということではなくて、こういう基準にした国の算定した根拠はどんなふうなことでやっているのでしょうか。

総務課長 すみません、その通知の中で8,000円という数字は承知をしておりますけれども、その根拠までは了解しておりませんのでよろしくお願ひします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第10号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第11号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を説明します。

28ページを御覧ください。設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部の改正については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、非消防団員は、火災や風水害、人命救助などの災害活動に従事した際に、負傷、最悪の場合死亡することがあります。このような時に、市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき消防団員又は遺族の方に損害補償を行っております。今回、令和4年4月1日施行の国民年金法の改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正され、さ

らに、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資制度が廃止されることに伴い、この補償内容の一部について改正するものであります。

詳しい説明につきましては、総務課長から説明させていただきます。

総務課長 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律、これが、令和2年6月5日に公布されまして、令和4年4月1日から施行となっております。

この中で年金担保貸付事業等が廃止となっております。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律というのがありまして、その第55条第1項では、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保に供することを禁止をしておりますけれども、ただし書がありまして、ただし書で、「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」というふうに法律でされております。しかし、今回の改正で、このただし書が法律のほうで削除されることになりました。それで、設楽町消防団員等公務災害補償条例の第3条第2項のただし書で同様の内容、例外、「ただし」で担保にできるという規定をしておりますので、その規定を削除するというものになります。施行期日は4月1日。経過措置として施行前に担保に供しているものは有効とする附則であります。以上です。お願いします。

議長 提案理由の説明の説明が終わりました。

議案第11号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第11号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号を総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 日程第19、議案第12号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第12号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明します。

31ページを御覧ください。設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示され、その中で、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置が、令和4年4月1日から施行されることになりました。このことを受けて、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、非常勤職員の育児休業、部分休業取得要件の削除と、任命権者が講ずべき措置等として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の新設であります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。  
総務課長 説明の前に1点だけ。31ページの下から2行目、真ん中あたりから、「任命患者」になっちゃっていますけど、「任命権者」でありますので訂正をお願いします。

では、新旧対照表で説明をさせていただきます。1つ目の改正は、非常勤職員の育児休業部分休業の取得要件の削除になります。

具体的には、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員でなければとれないという要件を削除いたします。

それと、対照表の第2条で育児休業をすることができない職員を規定しています。ちょっと分かりにくい表現でありますけれども、(3)では、「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」は育児休業ができないとなっています。要するに、その次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれも該当する職員以外の職員は育児休業ができないと。いずれも該当するという中に、1年以上ないとできないということになっております。ですので、改正前の(ア)1年以上ないといけないという部分を削るものであります。

めくっていただきまして、第19条で部分休業について条件をつけておりますが、今言ったのと同じ考え方で第2号、(2)の(ア)と(イ)を削除しております。

大きな2つ目の改正でありますけれども、妊娠出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、これの新設になります。

具体的には、第5章として任命権者が講ずべき措置という章を設けまして、23条で1項、2項。それから24条。中身については御覧いただきたいと思っておりますけれども、こういう講ずべき措置を規定しております。

なお、この条例の施行規則についても引用箇所等の改正が必要になりますので、別途改正の手続を行います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 育児休業のことについてですので、ワークライフバランスを実現するためにとてもありがたいことだなと思っておりますので。第24条、次に掲げる(1)、(2)、(3)などを責任を持って行う担当課、担当係はどこが行いますか。

総務課長 これは、総務課ですね。お願いします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第12号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第12号を総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 あと1問ですので、がんばってください。

日程第20、議案第13号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第13号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を説明します。

37ページを御覧ください。設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部の改正については、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日より「未就学児」の均等割保険料の軽減措置が講じられるため、令和3年9月に厚生労働省より示された、「国民健康保険条例参考例」に従い、昨年の12月定例議会で、条例の改正が可決されました。しかし、その後、令和3年12月に厚生労働省より、未就学児の均等割保険料軽減に係る端数処理の考え方等を明確化するために、12月議会で上程した内容の一部の修正が通知されました。設楽町は12月議会で条例の改正が可決されているため、12月に可決された条例の一部改正条例の一部を改正するものです。

なお、12月議会でも説明しましたが、設楽町は既に18歳以下の全被保険者の均等割の5割軽減を実施しているため、国の基準どおり条文を改正しますが、影響はありません。

詳細につきましては、町民課長から説明させていただきます。

町民課長 それでは、40ページを新旧対照表で説明させていただきます。

改正前の第33条の3、これが12月議会のときに追加させていただいた条文でございます。その後今説明があったように端数切上げを明確化するためということと改正前の5行目になりますが、「10分の5を乗じて得た額」という表現になっております。それを、改正後のほうを見ていただくと、第16条第2項の規定の中――すみません、6行目ですね。括弧書きの中、「10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする」と。改正前は、ただ乗じて得た額、5割軽減をした額。改正後は、その端数を切り上げるという表現に変えております。大きな改正は、ここの表現を変えたというもので、以後も改正されてはおりますが、関連する条項を、読替え条件で関係するところを変えておりますので、同じ改正を41ページの4項(2)で同じように「端数の切り上げを行った後の額とする」と。ここでも端数処理の明確化を図っているというものであります。一度条例改正をしたものを施行前に更に改正をすると、あまりない例であります。説明は以上になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第13号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第13号を文教厚生委員会に付託いたします。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前12時03分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21……ごめんなさい。議題を提案する前に、企画ダム対策課のほうから、先ほどの回答の補足があるそうですので。関谷企画ダム対策課長。

企画ダム対策課長 先ほど、加藤議員のほうから、企業版ふるさと納税の寄付額が3億円という形で、1年なのか、単年度なのか、全体なのかという御質問がありましたけれども、令和6年度までで3億円ということで、よろしくお願ひします。

議長 鈴木総務課長。

総務課長 失礼します。先ほど、田中議員の出動報酬8,000円の国の考え方について、分かった部分を説明させていただきます。

一番参考にされたのが、予備自衛官という制度のようです。これは、非常勤特別職の国家公務員でありまして、有事の際にそういった自衛官的な活動に入るといふ非常勤の特別職のようです。この職に対しては、年額報酬、実は月額4,000円のようにも、年額で4万8,000円が年額報酬として支払われながら、訓練招集手当ということで、これが1日あたり8,100円だそうです。この支給があると。これが一番のベースになっているようであります。、これと他の類似の制度を勘案いたしまして、1日あたり7時間45分という想定で8,000円という数字が出されたということのようですので、よろしくお願ひいたします。

議長 よろしいですか。

それでは、日程第21、議案第14号「令和3年度設楽町一般会計補正予算（第12号）」から日程第27、議案第20号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第14号から議案第20号までについて、一括して説明します。

6件の補正について説明をしますので、少し時間をいただきますが、よろしくお願ひします。

始めに、議案第14号「令和3年度設楽町一般会計補正予算（第12号）」について説明します。42ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、予算総額を63億3,783万4,000円とするものであります。

第2条の「繰越明許費」については、47ページの第2表を御覧ください。「事業名」欄に記載する7件の事業は、いずれも年度内に事業が完了できないと見込まれるものであり、本議会の議決を経て、令和4年度に繰り越して執行させていただくものであります。

1つ目の、ホームページリニューアル事業は、現行のシステムの脆弱性解消に伴い、新たなホームページを整備している事業ですが、当初の予定より、掲載記事の取得、抽出などに時間を要しているため、繰り越してしっかりと整備し、活用しやすい設楽町ホームページを作成いたします。

2つ目の、ダム湖周辺整備検討事業は、設楽ダム建設事業に伴い、付替道路、関連道路や各種地域活性化施設等の整備を進めてきました。今後もきららの森ビジターセンターや山村都市交流拠点施設、川向、八橋、大名倉の3公園、散策道などを整備していく上で、それぞれの機能、基本方針、活用方法を検討し、広くダム湖周辺の地域活性化方策について検討していく事業であります。この地域活性化方策の検討を実証実験を踏まえて検討することとしていしましたが、コロナ禍

により実証実験の実施が一部出来なかったことや、山村都市交流拠点施設の基本構想の公表に伴う調整が必要となったことなどにより繰越し、しっかりと検討するものであります。

3つ目の、住民記録システム改修事業は、2月臨時議会の一般会計補正で説明させていただきましたが、転出、転入手続きの時間の短縮化、ワンストップ化を図るためのシステム改修を行う事業ですが、作業時期が年度末であること、同様の作業が各自治体で行われ集中していることなどにより、年度内作業が困難なため、令和4年度に繰り越して実施するものであります。

4つ目の、タブレット端末購入事業は、国が全国の農業委員や最適化推進委員が農地利用状況調査等を効率的に行う目的で、タブレットの導入を全額補助するものですが、国からの通知で令和4年度に繰り越して実施するものであります。

5つ目の、町道改良事業は、町道3路線、田内折立線、黒倉神田線、笹平奴田小松線、合計6,355万円の繰越しです。繰越し理由は、田内折立線は工事箇所の土地所有者との調整に時間を要したこと、黒倉神田線は補強土壁工事の資材の確保、納入に時間を要したこと、笹平奴田小松線は関連工事間の掘削残土の流用調整に時間を要したことなどの理由により、令和4年度に繰り越すものであります。

6つ目の、町道維持修繕事業は、町道2路線、駒ヶ原黒田線、栗島田峯海老線、合計、4,023万2,000円の繰越しです。繰越し理由は、駒ヶ原黒田線は擁壁工事の掘削した結果、工法変更が生じたこと、又、今年度は積雪が多く施工が出来ない期間が長く生じたこと、栗島田峯海老線は掘削土の土質が悪く、補強土壁工事の設計変更が生じたことなどの理由により、令和4年度に繰り越すものであります。

7つ目の、橋りょう修繕事業は、1工事、町道の山の神橋始め3橋の橋りょう修繕工事、3,300万円と、1委託、町道の薪洞橋始め4橋の橋りょう修繕積算及び監督業務委託、合計、4,088万7,000円の繰越しです。繰越しの理由は、町道の山の神橋始め3橋の橋りょう修繕工事は、入札に不調が生じたこと、通行止めの実施に森林管理事務所との調整に時間を要したこと、町道の薪洞橋始め4橋の橋りょう修繕積算及び監督業務委託は、工事の施工実施時期調整等の理由により、令和4年度に繰り越して施行するものであります。

第3条の「地方債の補正」については、48ページの第3表を御覧ください。

第3表に記載する地方債補正によるもので、過疎対策事業債は、「起債の目的」欄に記載する9件の事業について、事業の未執行、事業費の確定などによる借入れ予定額の補正で、1,000万円の減額です。緊急浚渫推進事業債は、河川浚渫工事の事業費の確定によるの補正で、800万円の減額です。

なお、地方債全体については、借入れ予定額1,800万円の減額ですが、詳細については、歳入の町債において説明させていただきます。

それでは、歳出から説明しますので、事項別明細書67、68ページを御覧ください。

今回の補正予算は、コロナ禍での事業の縮減、中止に伴う減額を始め、人件費の整理、決算状況を踏まえたものや事業費の確定に基づく更正減がほとんどですので、個々の詳細説明は省略し、主だった増額や減額補正を中心に説明させていただきます。

1款議会費、1項1目議会費、8節旅費、及び13節の借上料は、コロナ感染症拡大の影響によって議員行政視察の未執行によるものであります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、8 節旅費の減額は、専門研修及び外部研修の研修の中止や参加自粛による減額によるものであります。

2 目財産管理費、14 節工事請負費、637 万円の減額は、公共下水道宅内配管工事を、当初予算は 9 施設を施工予定していましたが、施工に当たり各調整の結果、年度内完了が 3 施設となることとなったために減額補正するものであります。

18 節負担金補助及び交付金、559 万 6,000 円の減額は、公共下水道宅内配管工事を今年度見送った施設の加入分担金を減額補正するものであります。

69 ページ、70 ページを御覧ください。

3 目電子計算費、12 節委託料は、戸籍システム改修委託は、一部改修作業を変更したこと、また、事業費の確定により減額すること。社会保障税番号制度関連システム改修委託は、国の制度改正を見越して予算要求していましたが、制度改正が見送られた事による補正であります。

4 目自治振興費、18 節負担金補助及び交付金、区長連絡協議会補助金は、コロナ禍の影響もあり補助申請がなく、地域づくり支援事業交付金、したらの愛創造プラン提案事業補助金、地元愛創造プロジェクト交付金は、いずれも地域の団体からの交付申請の減少に伴う減額補正であります。

71 ページ、72 ページを御覧ください。

5 目企画費は、いずれも事業の中止、一部交付金の確定による減額で、具体的には WRC、世界ラリー選手権大会に係る準備・開催費の減額を始め、第 2 次総合計画後期計画策定支援業務委託は、コロナ禍の影響を受けて計画策定を令和 3 年度から令和 4 年度に変更した事による減であります。そのほかに東三河森林活用協議会補助金は事業の中止で皆減するものであります。

6 目移住定住推進費は、いずれも事業の縮減、中止のほか、事業費の確定による減額です。このような中、「田口高校お仕事フェア」については、十分な感染症防止対策を講じて 11 万 5,000 円の減額で企画・実施しました。しかし、田口高校オンライン英語学習支援委託は、予算要求時に想定していた業者が対応困難となり、田口高校とも調整してきましたが、ほかの業者が見つからないため実施できませんでした。

また、移住定住支援関連は、若者住宅新築補助金、空屋流通促進事業補助金は申請がなかったことによる補正であります。

73、74 ページを御覧ください。

8 目ダム対策費は、人件費の減額はあるものの、主な補正理由は、小水力発電事業最適化業務委託の、委託業務内容の精査による事業費の減額であります。

9 目地籍調査費は、12 節地籍調査委託料が、事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

75 ページ、76 ページを御覧ください。

10 目情報通信基盤整備費は、18 節負担金補助及び交付金については、広域事務組合の決算見込みによる補正予算に基づく補正ですが、主な補正理由は、歳入で国及び愛知県よりケーブル移設補償金を受けたこと、ネットワーク使用料が増額していることなどにより減額する補正であります。

2 項 1 目徴税総務費、7 節報償費、ふるさと納税返礼品の見込み確定による減額であります。

4 項 2 目衆議院議員総選挙費、及び 3 目設楽町長選挙費は、投票区の再編等に伴って不用額が生じた理由で減額補正するものであります。

79ページ、80ページを御覧ください。

また、4目設楽町議会議員補欠選挙費は、選挙が無投票であったことにより減額補正するものであります。

5項1目統計費は、指定統計である経済センサスに係る事業費の確定による減額であります。

81ページ、82ページを御覧ください。

7項2目公共交通費の補正は、町営バス特別会計繰出金443万6,000円の減額ですが、主な理由は、国、県の補助金算定額の増額があったことにより繰出金の減額が生じたことによるものです。

また、3目郡公共交通活性化協議会費についても、補助金算定額の増額があったことにより財源更正を行うものであります。

なお、この項目以降の、他の特別会計への繰出金については、それぞれ特別会計補正予算の中で説明をさせていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、人件費を減額補正するものです。

2目障害者福祉費、12節委託料について、障害者等相談支援事業委託は、今年度1事業所が休止する期間が生じたこと、障害者入浴サービス事業委託では、利用者が見込めなくなったことから、減額するものであります。

19節、扶助費、障害就労移行支援及び、地域移行支援費は、利用者が見込めなくなったことから減額補正するものであります。

22節、償還金は、令和2年度障害者自立支援給付費負担金国庫負担金及び県費負担金の返還が生じたための補正であります。

83ページ、84ページを御覧ください。

4目介護保険費及び6目地域活動支援センター費は、介護保険費は、時間外勤務実績と見込みから増額要求するものです。地域活動支援センター費は、みらい工房通所者の減少などに伴う減額であります。

7目国民健康保険費の繰出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

2項2目保育園費は、人件費の補正と、社会保険料が保険料算定の基礎となる標準報酬額が増額となった事により増額補正するものであります。

3項1目国民年金費は、12節委託料、国民年金システム改修委託22万円ですが、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の公布によって、令和4年4月1日から年金手帳の新規発行が廃止され、基礎年金番号通知書に変更となることに伴う、システム改修費として補正するものであります。

85、86ページを御覧ください。

4款衛生費1項2目予防費は、12節委託料、基本健診等委託については、受診者が少なかったため減額補正するものです。

また、18節、負担金補助及び交付金の、緊急風しん抗体検査等事業及び県広域予防接種事業（子ども）予防接種費は、接種人数の精査により減額する補正するものであります。

5目斎苑費は、10節需用費は、新しい斎苑の電気代と、井戸水処理薬剤費の精査により減額する補正であります。

12節、委託料は、井戸水水質検査業務委託の内容の精査、斎苑周辺の樹木植栽委託費及び旧斎苑解体撤去工事の設計委託の事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

また、14節工事請負費は旧齋苑、清崎齋苑及び津具齋苑の解体工事を、令和4年度に延期したことによる補正であります。

6目簡易水道費の操出金については、特会のほうで説明をさせていただきます。

87、88ページを御覧ください。

2項1目清掃総務費は、12節委託料、家電不法投棄分回収処理委託は、不法投棄案件が発生しなかったための減額であります。

18節、負担金補助及び交付金については、北設広域事務組合衛生費負担金は、維持管理費などの組合の執行見込みによる補正予算に基づく、組合から提示された負担金の減額で、1,704万4,000円の減額ですが、新し尿処理施設の運転が円滑に引き継がれたことによって、旧松戸クリーンセンターの予備的運転経費が不要となったこと、新し尿処理施設への水道の引込み工事費が国の補償を受けられたこと、可燃ゴミ搬出などに係る経費が押さえられたことなどにより減額補正するものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費は、17節備品購入費、16万円タブレット端末については、繰越明許費の所で説明したとおりで、全額国費で購入するものであります。

2目農業振興費は、18節、負担金補助及び交付金については、3つの補助金について、いずれも今年度の実績額に基づく減額補正であります。

3目農地費、14節工事請負費は、事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

また、18節負担金補助及び交付金については、4つの負担金は、いずれも、本年度の愛知県受託事業の実績額に基づく減額補正であります。

89、90ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項4目農業集落排水費の操出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

2項2目林業振興費の財源更正は、当初予算でヤマビル対策事業に、市町村振興事業費補助金として、元気な愛知市町村づくり補助金の県費補助を予定していましたが、令和4年度の実施に向けたWRC、世界ラリー選手権事業の準備事業に全額充当するため財源更正をしたものであります。

6款商工費、1項4目観光施設管理費は、16節公有財産購入費、きららの森ビジターセンター用地購入が保安林解除等の理由により購入が出来なかったため減額補正するものであります。

4目道の駅管理費は、計上した全ての節において、会計年度任用職員の退職などの理由により減額補正するものであります。

91、92ページを御覧ください。

7款土木費、1項1目土木総務費は、人件費の精査による減額補正であります。

2項1目道路橋りょう総務費は、12節委託料、道路台帳修正委託及び橋りょう点検委託は、事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

2目道路維持費、12節委託料、廃棄物等処理委託は、PCB関係について、令和4年度までに処理する方向で進めていましたが、受入れ側の都合により、今年度処理する事が困難となったため、関係機関と調整の結果、令和5年度に処理す

ることとしたことによる補正です。その他の3つの委託は、いずれも事業量の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

また、21節補償、補填及び賠償金については、今年度は該当する工事案件がありませんでしたので減額する補正であります。

93、94ページをお開きください。

7款土木費、2項3目道路改築費の操出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

3項1目河川総務費、14節工事請負費、河川維持工事は、田代川及び古町川の事業費の額の確定に伴い減額する補正です。

18節、負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、田口地区と鍛冶沢地区で進めている、愛知県の事業費の確定に伴い減額する補正であります。

4項1目住宅費は、特定空家解体費補助に対し、当初1件の予算を要求していましたが、今年度は実績見込みがないため、財源更正を行うものです。

95、96ページを御覧ください。

5項1目公共下水道費は、12節委託料、田口浄化センター落成式開催業務委託は、落成式典の中止に伴い減額する補正であります。

27節、操出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

8款消防費、1項1日常備消防費は、18節負担金補助及び交付金、新城市消防本部広域消防事務負担金の金額が確定したことに伴い減額する補正であります。

2目非常備消防費、7節報償費は、消防団員訓練出動報償及び消防団員退職報償金、10節需用費など、いずれも今年度の実績に基づく減額補正であります。

3目消防施設費は、いずれも今年度の実績等に基づく減額補正であります。

97、98ページを御覧ください。

9款教育費、1項2目事務局費の主な補正は、1節、報酬、学習指導員及び特別支援教育員については、当初予定していた人数の欠員などに伴い減額する補正であります。

また、12節委託料は、スクールバス運行業務委託は実績等に基づく減額補正です。ストレスチェック制度事業委託は、希望者がいなかったための補正です。

13節使用料及び賃借料は、コロナ禍で各種行事を予定していましたが中止、もしくは実施方法を見直したことによる減額補正であります。

99、100ページを御覧ください。

2項1目小学校費の財源更正は、市町村振興協会交付金の交付金額の確定による減額に伴い財源更正を行うものであります。

3項1目〔中学校管理費〕の補正は、14節、工事請負費、設楽中空調設備工事業費の確定に伴い減額する補正であります。

2目中学校振興費の補正は、18節負担金補助及び交付金、中学校体育大会選手派遣費交付金は、コロナ禍で事業を中止した事により皆減するものであります。

3目中学生海外派遣事業費の補正は、12節委託料、中学生海外派遣事業事前準備業務委託は、コロナ禍で事業を中止した事により皆減するものであります。

4目中学生人材育成事業費の補正は、12節、委託料、中学生人材育成研修事業委託は、事業費の確定に伴い減額する補正であります。

101、102ページを御覧ください。

4項2目社会教育推進費の主な補正は、12節委託料、成人式アトラクション委託は、事業費の確定に伴い減額する補正です。その他の節については、コロナ禍で事業を中止した事により減額するものであります。

4項4目奥三河郷土館費の主な補正は、10節、需用費、光熱水費は、実績に基づく減額補正するものです。

また、12節、委託料は、害虫駆除委託は事業費の確定に伴い減額する補正で、施設警備委託は6款商工費、道の駅管理費で一括契約支払いしたことにより皆減するものであります。

5目町民図書館費の補正は、人件費の実績見込みによる減額であります。

5項1目保健体育総務費の補正は、いずれもコロナ禍で愛知駅伝中止などによる減額であります。

2目社会体育施設管理費の補正は、10節需用費、プール補修費は、コロナ禍で機器部品の調達が困難になったことにより減額するものであります。

12款諸支出金、1項1目積立金の主な補正は、24節積立金、財政調整基金一般積立金は、特別会計の歳入歳出予算の減額に伴う補正であります。

また、減債基金一般積立金は、国の補正予算により地方交付税が増額されたこと、また、臨時財政対策債償還基金費の追加交付を受けられたことに伴う補正であります。

最後に、ふるさと寄付金基金一般積立金は、「ふるさと納税」が当初見込みを上回ったことに伴う、積立金の増額補正でありまして、歳出補正額の総額は、81万1,000円であります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

53、54ページを御覧ください。

1款町税、1項1目個人は、当初予算では納税義務者の減少、コロナの影響で所得の減額を見込んでいましたが、コロナの影響による減収は少なく、一部では休業補償金等により所得が増加しており、1月までの調定額をベースに算定したところ、増額補正をするものであります。

2目法人は、設楽ダム工事の進捗に伴い、関連事業所が増加するとともに、町内土木工事業者等も業績が好調であることなどから、当初予算見込みより収入済み額が上回っていることから、増額補正をするものであります。

2項1目固定資産税は、新築家屋の増による増額補正であります。

2款地方譲与税から56ページの10款地方特例交付金までは、令和3年度交付状況を踏まえた決算見込みに基づき、所要額を補正するものであります。

55、56ページを御覧ください。

11款地方交付税1項1目地方交付税は、歳出の積立金で説明したとおり、国の補正予算により地方交付税が増額されたこと、また、臨時財政対策債償還基金費の追加交付を受けられたことなどに伴う増額補正であります。

13款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金は、田口高校魅力化事業について、豊根村及び東栄町の負担金を算出し、減額する補正であります。

3目衛生費負担金は、旧斎苑解体撤去費について、解体撤去工事を翌年度に見送った事により、豊根村及び根羽村からの負担金をそれぞれ算出し、減額する補正であります。

57、58ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、障害者福祉費の歳出補正額に所定の負担率2分の1を乗じた額を減額するもので、負担率4分の1の県支出金についても同様であります。国民健康保険基盤安定制度については、交付見込み額が判明したことによる減額であります。

2項3目衛生費国庫補助金は、緊急風しん抗体検査等事業について、抗体検査実績の減少に伴う減額であります。又、合併処理浄化槽設置費は、循環型社会形成推進交付金の実績の確定による増額であります。

4目土木費国庫補助金は、橋りょう修繕事業は、事業費の確定に伴う減額であります。また、空き家再生等推進事業は、今年度は事業が見込まれないための補正であります。

3項2目民生費国庫委託金は、国民年金システム改修に関する費用について全額助成のため補正するものであります。

59、60ページを御覧ください。

16款県支出金1項1目総務費県負担金は、設楽ダム建設に伴う水源地域整備事業について、県・下流市からの助成を受けるもので、それぞれの事業費の確定に伴い負担金を減額する補正であります。

2目民生費県負担金は、いずれも制度に基づく額の確定により、所要額を減額するものであります。

2項1目総務費県補助金は、元気な愛知市町村づくり補助金について、5款農林水産業費、林業振興費で説明したとおり減額補正するものであります。

また、過疎バス路線維持費補助金は、補助金の確定による増額です。

3目衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置費は、事業費の確定により減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金は、農地利用最適化交付金については、国が全国の農業委員や最適化推進委員が農地利用状況調査等の効率化を行う目的で、タブレットの導入を全額補助する事に伴う増額補正であります。

また、中山間地域等直接支払制度交付金は、対象面積の増加による増額補正、また、中山間地域等直接支払推進事務費交付金は、補助対象事務の増加による増額補正であります。

61、62ページを御覧ください。

農業人材力強化総合支援事業は、交付対象者の減少による減額補正ですが、経営所得安定対策等事業は、事業縮小のための減額補正するものであります。

また、農道改良事業は、広域農道奥三河線の事業費の確定により減額補正するものであります。

6目土木費県補助金は、空家等対策推進事業は、今年度は事業が見込まれないために補正するものであります。

3項1目総務費県委託金は、歳出の指定統計の執行額の減額に伴う補正であります。

また、衆議院議員総選挙費委託金は、事業費の確定により減額するものであります。

18款寄附金、1項1目一般寄付金、2節のふるさと寄附金は、ふるさと納税が当初予算見込みを上回るため増額補正するものであります。

63、64ページを御覧ください。

19款繰入金、2項3目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な減額補正額に伴う減額であります。

21款諸収入、4項1目助成金収入は、1節、豊川水源基金助成金の、移住定住推進事業は今年度は申請がなかったための減額補正、調査事業は小水力発電事業に係る委託ですが、事業費の確定により減額補正するものであります。

また、市町村振興協会交付金は、宝くじに関する交付金額の確定による補正です。

4項4目雑入は、町道公共補償は事業が未執行となったための補正であります。また、消防団退職報償金共済については、事業費の確定による収入の減額であります。

22款町債、2項過疎対策事業債は、この項をとおして説明しますが、情報ネットワーク設備更新事業は北設広域事務組合への負担金額の確定による減額。若者住宅新築補助事業は実績見込みがないための皆減。田口高校魅力化事業は、オンライン英語学習支援事業の実績見込みがないための皆減。地域づくり支援交付金事業は、事業費の確定による減額。臨時駐車場整備事業は、事業費の確定による減額であります。広域営農団地農道整備事業負担金は、事業費の確定に伴う負担金額の確定による減額であります。きららの森整備事業は、事業用地の購入が出来なかったための減額であります。橋りょう修繕事業は、橋りょう修繕設計委託及び橋りょう修繕積算監督業務設計委託の事業費の確定に伴う減額であります。道路改良事業は、起債対象事業の事業費の確定による減額。いずれも歳出額の確定見込みに基づくもので、過疎対策事業債全体では減額補正であります。

22款町債、4項緊急浚渫推進事業債は、河川浚渫維持事業について、起債対象工事の事業費の確定による減額補正であります。

一般会計予算については、以上になります。

引き続き、国民健康保険特別会計の説明をします。

議案第15号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ453万円を減額し、予算総額を5億6,917万4,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書117、118ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付金から3項介護給付金までは、いずれも財源更正で、県補助金及び繰入金の額の確定に係るものであります。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費の補正は、12節委託料、特定健康診査業務委託について、受診者が見込みより100名ほど少なかったことと、検診費用の安い集団検診の受診者が多かったことにより減額補正するものであります。

119、120ページを御覧ください。

5款保健事業費、2項1目疾病予防費の補正は、18節負担金補助及び交付金、人間ドック受診補助及び特定健診等受診補助は、申込者が見込みより少なかった事により減額補正するものであります。

次に歳入について説明しますので、115、116ページを御覧ください。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金、保険者努力支援分及び特定健診等負担金は、実績に基づく額の確定による補正です。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分及び保険者支援分として、制度上の一般会計繰出金額の確定に伴う減額であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金は、額の確定による増額であります。

5 節子育て支援均等割助成事業繰入金は、県からの指導により繰入金を中止するため減額するものであります。

引き続き、簡易水道特別会計を説明します。

議案第16号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第5号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,613万6,000円を減額し、予算総額を7億2,075万6,000円とするものであります。

第2条「繰越明許費」は、124ページの第2表を御覧ください。

1 つ目の、「配水管移設工事」は、県道和市清崎線の改良工事に伴う、塩津橋において、仮設橋に添架する水管橋と不断水ストッパーの製作に時間を要するため繰り越して施工するものであります。

2 つ目の、「配水管更新工事」は、田口地区の配水管更新工事において、公共下水道事業との工程調整に時間を要したため繰り越して施工するものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書134、135ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費の主な補正は、12 節委託料、2 つの委託は、いずれも事業量の確定による減額補正をするものであります。

また、24 節積立金は、林道境川線が路肩決壊したことにより、導水管布設の一部が施行できなくなったため、公共補償を一時的に基金に繰入れしておき、林道復旧が完了した後、施行するための補正であります。

2 款事業費、1 項 1 目施設管理費の主な補正は、10 節需用費、光熱水費は、高压電力の契約者を中部電力から変更したことによる減額であります。

12 節委託料、5 つの委託は、いずれも事業量の確定による減額補正であります。

14 節、工事請負費については、1 つ目は、取水場施設改良工事は取水堰の工法検討に時間を要したため今年度工事を見送った事による皆減であります。2 つ目と 3 つ目の、自家発電設備設置工事及び集中監視システム整備工事は、事業量の確定による減額補正であります。4 つ目の、配水管等布設工事は、国道420号道路改築工事の、豊邦地内の落合橋付近の工事の遅れにより減額補正するものであります。

2 項 1 目施設整備費の補正は、12 節委託料は、事業量の確定により減額補正です。

14 節、工事請負費については、当初予算で予定していた配水管布設等工事のうち、取水堰、沈砂池改築工事等の一部を工程調整の結果、次年度以降の施工としたことによる減額補正です。

次に歳入について説明します。130、131ページを御覧ください。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目分担金は、加入分担金の実績による減額補正であります。

2 項 1 目負担金の工事負担金及び検針事務負担金は、いずれも実績に基づき減額する補正です。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料は、給水人口の減少率の伸びにより、現年度分使用料の減収見込みによる減額であります。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の保健衛生費分は、歳出補正額と歳入補正額の一般財源に係る費用を調整した額を減額し、道路改築費分は、改良工事の進捗状況により、一部次年度以降へ移行したことにより減額するものであります。

132、133ページを御覧ください。

2 項 1 目基金繰入金は、工事の一部を次年度以降にしたことによる補正です。

7 款諸収入 1 項 1 目雑入の主な補正は、水道施設公共補償は、配水管及び導水管移設工事などに係る額の確定による公共補償額の減額であります。

続いて、公共下水道特別会計を説明させていただきます。

議案第17号令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ736万2,000円を減額し、予算総額を 3 億9,541 万4,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書149、150ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費の主な補正は、10節需用費、光熱水費は、当初予算で見込んでいた新しい下水処理場等の電気代等について、実績に基づく減額であります。

12節、委託料、田口地区公共下水道施設管理業務委託は、委託事業の確定に伴う減額であります。

次に歳入について説明しますので、147、148ページを御覧ください。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整による減額補正であります。

続いて、農業集落排水事業特別会計について説明させていただきます。

議案第18号令和 3 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ503万8,000円を減額し、予算総額を 2 億3,391 万9,000円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」は、154ページの第 2 表に記載する事業について、事業費が確定したことに伴い80万円を減額補正するものであります。

説明の前に、資料の印刷についてお詫びいたします。余白を 1 ページ飛ばしてしまったため、159ページから162ページの歳入、歳出が見にくくなっています。申し訳ございませんが、その状態で見たいと思います。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書161、162ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費の11節需用費から12節委託料までは、それぞれ実績見込み、額の確定に伴い所要額を減額する補正であります。

27節公課費は、事業費の決算見込みに基づき、消費税額を減額する補正であります。

2 款事業費、1 項 1 目施設建設費の主な補正は、12節委託料から14節工事請負費までは、それぞれ実績見込み、額の確定に伴い所要額を減額する補正であります。

次に歳入について説明しますので、159、160ページを御覧ください。

2 款国庫支出金、1 項 1 目農林水産業費国庫補助金は、事業費の確定に伴う事業費の変更による補正です。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、特別会計のそれぞれ区分ごとの執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を繰出金として493万4,000円の減額する補正であります。

8 款町債は、「地方債補正」のとおりであります。

続いて、町営バス特別会計の説明をさせていただきます。

議案第19号「令和3年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ907万5,000円を追加し、予算総額を5,426万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書175、176ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 2 目町営バス路線運行費の22節につきましては、令和4年2月16日に行われた議会全員協議会で説明しましたが、町営バス稲武線に係る経費の一部を、豊田市に返還する補正であります。

次に歳入について説明します。171、172ページを御覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金は、今回の豊田市への負担金請求事務誤りの改善から、負担金の算定期間を国県の補助金算定期間と合わせて、その調整初年度については、半年間の算定期間の差異が生じるため減額補正するものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料は、バス利用人数の実績に伴い、それぞれのバス路線単位での使用料の減額補正であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目国庫補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の算定額の増加に伴う補正であります。

4 款県支出金、1 項 1 目県補助金は、4 路線とも過疎バス路線維持費補助金の補助金算定方法の変更に伴う補助金交付額の増加に伴う補正であります。

173、174ページを御覧ください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、歳入歳出補正額の調整額を、繰出金として443万6,000円の減額する補正であります。

引き続き、津具財産区特別会計の説明をします。

議案第20号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ303万8,000円を追加し、予算総額を1,588万4,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書186、187ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、委員報酬の精査による補正です。

2 款財産区事業費 1 項 1 目財産区事業費は、10 節需用費は、事業の未実施による皆減で、24 節積立金は、歳入歳出補正額の財源調整による積立金の追加であります。

3 款田原分収育林事業費、1 項 1 目田原分収育林費は、12 節委託料は事業費の確定による減額補正、また、13 節使用料及び賃借料は、田原市分収林借地料の増

額による補正であります。18節負担金補助及び交付金、分収林収益交付金は、立木売払い収入見込みの8割分を田原市に支払う補正であります。

次に、歳入について説明しますので184、185ページを御覧ください。

1 款財産収入、1 項1 目財産貸付収入は、田原市分収林より土地貸付収入の令和2 年度分を受け入れるための増額補正するものであります。

2 項1 目財産区生産物売払収入は、事業費の確定により増額補正するものであります。

2 項2 目田原分収育林事業売払収入は、立木売払い事業費の確定により増額補正するものであります。

2 款繰入金、1 項1 目財政調整基金繰入金は、1 節一般繰入金は繰入れ不要となったため減額するものです。また、2 節田原分収育林事業繰入金は、田原分収林分の歳出補正と立木売払分の歳入補正との差額を、財政調整基金繰入金として精査した結果、減額する補正であります。

以上で、6 件の補正についての説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1 件ごとに行います。

議案第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田 1 点目、がんばって法人税をたくさん1,000万円ほど賦課していただいています。さっきダムという話もいただいております。どれくらいの業者数が増えているのか教えていただきたいというのが1 点。

それから、2 点目。バスの補助金がかなり増えています。算定外と言いながら倍の補助金が増えているのはちょっと異常ではないのかなと、常識から考えると思うのですけれども、なんでこんなふうが増えたのか。町営バスもそうですけれども、わかったら教えていただきたいというのが2 点目。

それから、3 点目です。総合計画、コロナ禍でできなくなったから全額落としますという話だったと思いますけど、私この前の予算委員会的时候に、手作りでやったらどうかという話をしたのですけど、委託を出すということだったのですけれども。今日の町長の施政方針の中でも、総合計画に基づいてやると言っているわけですけれども、平成3 年度までが前期計画で、4 年度から後期計画のはずなのです。計画が立てられないというのは、総合計画に基づいて事務の執行ができないのではないのかなと思うのですけれども、その辺の考え方についてどう考えてみえるのかお教えいただきたいと思います。

それからもう1 点。ビジターセンターの用地買収費が減額になっていきますけれども、全額落ちていなくて、180万円ほど残っているというふうに理解するのですけれども、それは、どこを買われたのかをお教えいただきたいと思います。

以上です。

財政課長 原田議員の1 点目の歳入の、法人税の関係です。具体的に何社と言うことは細かい数字を持っておりません。なぜかというとな法人のほうは見込みの決算と決算ができてからの本申告といろいろありまして、ざっと事業者数を拾っていったところ、約30社くらいがみえるのではないかと。その中にはゼネコンさんだとか、中堅だとかというところが結構ありまして、その事業者さんはやはり数字が大きいですね。その分を見込んでという数字になっております。

以上です。

企画ダム対策課長 1 点目の、バスの補助の増について御説明させていただきます。

補正の理由は、県の令和3 年度過疎バス路線維持費補助金の制度が改正になった

ものであります。補助対象経費の算定に用いる運行単価と補助率が引き上げられたこととなります。運行単価は当初1キロメートルあたり107.34円でしたけれども、改正後は280.84円の大幅な増になりました。また、県の補助率でありますけれども、3分の1.7から3分の2に引き上げられたことが要因となっております。このことにより増額になりました。

それと、もう1点、総合計画についてのお話があったかと思えます。総合計画については、コロナ等で会議が開けなかったこともありますけれども、町長も替わったこともありまして、町長の施政方針、意見等を反映させた計画にしていこうかと思っております、それを踏まえて今年度はやろうと思ったのですけれども、来年度そういったことも入れて考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

産業課長 ビジターセンターの購入費なのですが、1,300万円のうちの1,000万円が残っておりまして、その約240万円ほどが境界画定の委託に流用させていただいて、その分を先にいただいておりますので、流用でその分を使ったということになります。

4 原田 総合計画の関係ですけれども、町長の意見を反映して令和4年度に作るという話だったと。それはそれでいいかなと思えますけれども、実際動き出すには、それが正しいかどうか判断しなければいけないのですけれども基本構想は議会の議決が必要だと、後期計画なので、いるのかいないのか、もう一度よく調べてみないとわからないのですけれども、そうするとかなり遅い樹立になってしまうのではないかと危惧されますので、なるべく早い時期に計画を作るように要望をして終わりたいと思えます。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 86ページ、旧斎苑の解体撤去工事ですが、これの遅延の理由をもう少し詳しくお教えてください。

生活課長 旧斎苑の解体工事ですけれども、本年度に設計と工事まで全て終わらせるという予定でおりましたけれども、設計をするにあたりまして、周辺環境調査と建物の現地調査を実施しました。まず、調査に手間がかかったということと、建物の調査をしたところ、清崎斎苑の建物の中に一部アスベストが使われているところがあったと。また、津具斎苑におきましては炉の中から重金属が検出されましたので、その処理を考えながら施工をしていくとなると、今年度の完了は難しいと判断をしまして来年度に延べさせていただきました。

以上です。

8 高森 すみません、90ページです。6款商工費の16節、公有財産購入費のところ、きららの森ビジターセンター用地購入費がマイナスになっていますが、これは、将来的にその土地をもう1回購入とか、そういう話があるのか、それともこの購入はそれで終わったのか、どうなのでしょう。

産業課長 手続を行っている上で、国からの要望で、これをやって欲しいという内容——保安林解除とかいろいろありますけど、その内容を購入をする前に確かめてはいたのですが、いろいろな面で国からの要望がありまして、それがずれて今の段階に至っております、今年度1,000万円ほどの金額を補正で減額をさせていただいて、来年度令和4年度に新たに購入費のほうを。今回は500万円程度ですが、1,000万円なぜ落ちたかという、鑑定評価を受けたところそれくらいの価格ということで同額の金額を来年度に持ち越すということではなくて、来年度は

来年度で減額したお金を予算として上げますので、購入する方向ではいっておりますのでよろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

11加藤 43、44ページ、一般会計歳入の補正全体が載っているわけですが、単純にこれを見ると、地方交付税のお金が9,800万位たくさん頂いていて、最終的に歳入合計が81万1,000円と。ずっと見ていくと町債、お金を借りたり、基金繰入金を減らしたりする中で何か吸収されている形になっている。

続けて言いますが、45、46ページ、歳出のほうですが、こちらを見ると、最終的に減額がずっと続いて、最後に積立金で3億円くらいのお金を積み立てている。これは、次の繰越明許との関係もあるのかもしれませんが、年度当初予定されていた事業が、普通の家庭でしたら減額をして、よく節約したなど読むわけですが、年度当初予算を確定したときの計画が実施できていないというところがないのかということでも今説明を受けたわけですが。そのなかで、努力してできないのか、努力してもできないのかというあたりがよく見えていないところがあって。とりわけ補助金についてなのですが、様々な補助金をせっかく設定しているにもかかわらず、申請がないので減額をしましたという説明があったところが数か所ありました。それについては、来年に向けてどのようにそのことを改善していくかということがなければ、これだけのお金をぜひ執行してくださいと議決をした以上はその部分は執行できるように努力をすべきところかなと思うわけですが、来年度予算の関係もありますので、その辺の町のお考えをお聞きできればなど。要するに決めた当初予算は基本的にはきちんと執行するということの構えを再確認したいと思いますが、お願いします。

財政課長 若干、鋭い点をというか、痛い点を突かれておりますのでその辺、まず御容赦ください。

おっしゃるとおり、当初予算で認めていただいた業務は令和3年度で執行する予定でございました。ですが、コロナの関係があるという点が1点。それから今年の場合、冬は積雪が多かったというのが1点。それから、相手のある事業という言い方は変ですけども、国や県との関係があります。それから、工事に関しては不落、入札がうまくいかなかった。その原因は何かという問題になっちゃうんですけど、そういうこともあります。それから、北設広域事務組合だとか、そういう各種団体への負担金もあります。それも事業体によって各自努力があったということもありまして、それが少なくなるという点、外因的な要素もあります。それから、町民だとか関係団体の補助金ということにつきましては、言い方は悪いですけども、これくらいだろうと予算を組んでいきますけど、活用がなかったというか、周知の仕方が悪かったという点もあるかと思えますけど。そういうことも含めると、うちのほうのPRが足らなかったという点は反省点かと思えます。その他もろもろの考え方がありますが、いずれにしましても、当初としてはやっていきたい、やっていこうというつもりでは予算を組んでおりますけど、残念ながらというところが今年もあったということで御理解いただきたいと思えます。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(敏) 96ページお願いします。消防費のところですけども、負担金、補助及び交付金です。準中型自動車免許取得費補助金ですけども、当初は何人分の補助金を予定しておいて、実際にはどれだけ支給されたのか。

もう1点、実際に準中型自動車免許を持っていないのに申請されていない消防団員の人数がわかっていたら教えてほしいのですけれども。

総務課長 予算計上は、当初が80万円で、これは新入団員を2名。在団消防団員を2名ということで合計4名を想定。4名で1名あたり20万円と考えておりました。実際には減額の44万6,000円と。利用されたのは2名ということであります。

どれほどの団員がそういう状態になっているかということについては、確認はしたような気がしますけど、今はそういった数字は持ち合わせておりません。お願いします。

議長 ほかにございませんか。

7 金田(文) お願いします。繰越明許の中の、ホームページリニューアル事業が繰越明許になっているのですが、これは前からずっとやっていることだと思うのですが、担当はどういうふうになっているのか。1つの課で引き受けているのか、横串を刺して引き受けているのかを教えてください。

それから、74ページの業務委託の小水力発電事業最適化業務委託なのですが、先ほど内容精査による減額とおっしゃったのですが、この中身について詳しく教えてください。それと、この業務委託をした結果の報告書というか、そういうものは、もう既に公表されますか、私たちが行ったら見せていただけるのでしょうか。

それから3点目は、民生費の就労移行とか地域移行のの扶助費が減額しているのですけれども、それからもう1つ、健康診査の、健康によって更に精密検査を受けてこなければいけないとか、そういうお金も減っているのですが、コロナのせいということはあると思うのですが、そういう健康、命にかかわることについてこのまま放置しておいたらまずいのではないかなと思うのですが、そのフォローについての考え方を教えてください。

企画ダム対策課長 まず始めの、ホームページ更新の繰越について御説明させていただきます。

ホームページ更新にあたり、プロポーザル形式で行いまして、事業の発注が1月頃になり、契約は10月頃になったということは事業的には遅くなっている部分もあります。

今、ホームページのリニューアル作業を行っているのですけれども、基本的に各課に情報化推進委員というのがおりまして、その職員と一緒にやっております。現状の動きは、記事の抽出や分類項目などの調整の各課の確認作業に日数がかかっておりまして繰り越すという形になっております。すみませんけれどもよろしく願いいたします。

それともう1点、小水力発電のことでございます。小水力発電は当初予算よりも大幅な減額となっております。当初のときには……失礼いたしました。

すみません、令和3年度の最適化計画でありますけれども、当初は基本設計の形で考えておりました。だけれども、令和2年度の状況を見て、小水力発電をやっていくことができるかどうかということを経験して、今後検討することができましたので、令和3年度に最適化業務委託ということで行いました。当初基本設計であったのを、最適化業務委託に変更をいたしましたので大幅な減となっております。報告書は見せていただけるか、今後見せていただけるかということなのですけれども、令和3年度の業務が終わっておりませんので、令和3年度の業務が終われば開示することができると思っております。昨年度来申し上げておりますけれども、小

水力発電につきましては、令和2年度、令和3年度の委託を踏まえ、5月の全協にて報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

町民課長 82ページにあります、扶助費の中の障害就労移行支援、地域移行支援費、これの減額の御質問だったと思います。

まず、障害就労移行支援は当初予定していた額を全額減額しております。先ほど補助金の執行がなかったという話もあったのですが、この場合こういった事業かという、例えば精神障害者の方が一般社会で就労するために就労施設で訓練をするように移行してもらって、ここに通ってもらいながら、最終的には一般社会の企業で障害者枠で就職する、そこの始まりから最後の就職の一連のことをやって補助金の対象になるという事業なのです。常に相談員の方——業務委託の中に、障害者と相談支援事業委託とあるのですが、そこの相談業務委託先の相談員さんがそういった方を常に支援しております。計画書も役場に出していただくなかで、段階を踏んで就労してもらう計画を作る中で支援はしているのですが、どうしても途中でつまずいてしまう、精神の方ですと気分が日ごとで変わったり季節で変わったりしますので、なかなか補助金のもらえるまでの実績に至るまでができないというのが実状です。ですので、1名分の就労支援の費用として126万8,000円を上げさせていただいてはいるのですが、支援はしているのですが、実績まではつながらなかったということで今回は全額その分を減額させていただいたと。

そうしたら、その下の地域移行支援費、これはどういうものかという、精神をわずらっている方が入院をされていて、その方が地元に戻って生活をできるまでの間をこれは支援をするものであります。これも、国、県の補助が入っているのですが、なかなか一旦精神の方が入院されちゃうと、かなり長期化します。長い方は年という単位で入っているのですが、その入院先、一番近いところで豊川市民病院になるのですが、相談員の方がこちらのほうから豊川市民病院に行って面接をして、その人の気持ちを考える中で地元に戻ろうと、あと、大体の患者さんは誰がみてもあまりいい状態ではないのに家に帰りたいたいというのがほとんどなのですが、面談をする中でその人の状態を見極めて、無理やり連れてくると余計に悪くなっちゃいますので、その辺のさじ加減は病院のほうと調整をする中でやります。だけどこれも先ほどと一緒で実績に至らない。相談員のかたが病院に出向いて面談はしてはいるのですが、実績には至らなかったということで、これも全額減額させていただいた。ですから、減額をしたからといって事業をやっていないわけではなくて支援はしています。だけど、実績につながるまでのことにならなかったということです。

あともう1点、健診のほうの関係で、例えば国保の被保険者の方の健診の場合、全体の保険者の60%の方が健診を受けなさいよという、国が示した目標があります。おおよそ険者が1,000人くらいいますけど、そうすると600人くらいの方が受診できるようにしなさいということで。目標数値で予算をとるのですが、設楽町の場合約半分、50%くらい。ですので今回約100人分を減額補正させていただいたという現実があります。検証はしていないのですが、それがコロナの関係なのか、ほかの要因があるのか。国保の健康保険者の方、若い方もいらっしゃるのですが、50%くらいの受診率の中で推移をしています。

あと、フォローの関係は町民課のほうではわかりません。保健センターになりますので、私のほうからは以上です。

保健福祉センター所長 保健福祉センターのほうの基本健診等委託の減額につきましては、若い方を対象としていたので、対象となる方の人数が少ないこともありますけれども、この方たちが健診を受けやすいようにがん検診と一緒にしたり、いろいろな健診の費用無料化などをやって、健診を受けやすい体制を整えていきたいということもあります。そして、先ほどの国保の健診フォローとしても、糖尿病の重症化予防ですとか、そのようなことを続けていきますので、コロナ禍ではありますけれども、面談などを行ったり、運動教室を行ったりして住民の健康維持をフォローしていきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第15号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 120ページの間ドック、特定健診、これの受診者数の見込みと実際の受診をされた方の割合はどの程度でしょうか。

町民課長 人間ドック受診者です。見込みを10名と見込んでいました。実際受けた方が1名。これは節目健診で人間ドックを受けた方が10名のところ1名。あと、節目以外の方32名を予定していたところ、2名の受診者ということでした。あと、特定健診のほうです。基本項目という受診を50名で見込んでいましたが、実際の受診者が3名だったと。あと、超音波検査、これも50名のところ受けた方が11名という結果でした。

以上です。

10田中 当初予算の主旨から言うと大変違った結果になっているのですが、この点どのように考えて、改善をどのように考えているかお尋ねします。

町民課長 コロナという時節柄の中、なかなか難しいことではありますけれども、とにかく啓発をしていくしかないのかな、それに尽きると思っております。

以上です。

10田中 腑に落ちないのですが、いかにコロナがまん延をしている、感染が広がっているといっても、10人予定していたところを1人とか。そういうことはあり得るのかなと。なんとか盛り上げていきたいと思いますという雰囲気が全体に広がっているとすればそれはそれで健康に対する町民の捉え方が少しおかしいと思うのですが、それは、啓発だけでは解決しないような問題になってしまうと思うの

ですが。もっと健康を重視するようなことが必要だと思うのですね。私も、コロナ禍の中ですが要検査といえぱちゃんと真面目に病院まで行って検査を受けてきますが、これはどうしたものでしょうか。

教育長 すみません、場違いですが前に担当をしていたので少しお話させて下さい。まず、受診控えってコロナもあると思うのですが、そんなには影響ないと思うのですが、一番は特定疾患を持っている人が定期的に血液検査とかをやっているのが敬遠をするという傾向が非常にあると思います。もっとメニューを変えるとか、疾病に特定した、自分が抱えている疾病ではない疾病を検査してもらうような体制とか、そういうふうな仕組みを変えていかないと多分変わりません。以上です。

10田中 長年携わってきた教育長のお答えだと思うのですね。単純に嫌がったり、子どもなんかそうですよね、栄養があるからこれ食べなさいとか言ってもなかなか食べませんよね。目先を変えるとか調理法を変えるとかいうふうにしてそれを食べられるようにするということがあるのですが、どうも、そういう方法が重要ではないかなという気がしたのですが、課長どうでしょうか。

町民課長 私もまったく経験がなくて申し訳ございません。この件については、保健センターとも協議をする中で取り上げていきたいと思っております。そのなかで、人によって項目を変えることで例えば集団検診の中でそれがちゃんとできるかどうか、あと、今三方原の聖隷病院から健診に来てもらっているのですが、そこが、この人はこのメニュー、この人はまた違うメニューというようなものに対応ができるのかどうか。そういったところも私把握できていませんので、今考えられる問題点を含めて保健センターと健診していただくところと話をしていきたいと思っております。あと、人間ドックのほうはそれぞれ基本項目が決まっていて、自分でどうしても受けたいオプションの項目があればその人が選んでいくという形をとっております。ですので、その人がどれだけそれを重要だと思うかという部分も大きいのかなと。自分に疾患がないところをどれだけ健診の中で検査してもらおうかというところが重要なことだと思いますので。健診率も上げていかなければいけませんので、永遠の課題にもなるかもしれませんが、今後いろいろ協議をしていきたいと思っております。

以上です。

10田中 10番田中。

議長 同一質問ですか。違う質問ですか。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

10田中 反対討論ありませんので、賛成討論で申し上げたいと思うのですが、やはり住民や高齢者は健康志向というか、関心を持っていて、自分がずっと健康で長生きしたいとは思っているのです。やはり健全に真面目に考えていると思うのですね。そういうところをリスペクトして良い方法を考えていくのが町の役目ですから。その点はぜひ課長考えていただいて、良い方策を考えていただきたいと思っております。

以上です。

議長 討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第16号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第17号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第18号「令和3年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第19号「令和3年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4原田 1点目は、補正予算には載っていないのですけれども、バスの運行委託をされており、このごろガソリン代がかなり高騰しているのですけれども、委託業者の運営に支障が出ていないのか確認をさせていただきたいのが1点。

もう1点、稲武町へお金を返すという説明を全協のときに受けました。確認ですけれども、うちのほうで毎年豊田市のほうへ請求をしているのですけれども、きちんと内訳を載せて請求をしているのかを確認したいと思います。

生活課長 議員が言われるようにガソリン代につきましては、現在大変高騰しているということで私たちも心配しておりますけれども、現在運行委託をしている会社のほうからガソリン代の高騰について御相談がありませんので、この値段で業者さんが頑張らせていただいていると私たち思っております。これから3月いっぱいありますので、そのなかで相談等ございましたら、それは相談にのってほしいと思っております。

また、豊田市への毎年の負担金の請求についてですけれども、負担金の積算の根拠となるものは付けてお渡ししております。それについて中身を見ていただいて負担金を払っていただいていたということで、豊田市さんも自分たちも最後のチェックが甘かったということは言っておりますけれども、何せ、協定上あるべき負担が出ておりますので、今回はそれに従ってお返しするという形をとりたいと思っております。

以上です。

4原田 今、生活課長が話をされたように豊田市にも非があったということです。ですので、私たちもこの場でいいわいいわで話を認めるのはちょっと変かなと思っております。今後の交渉の時点で今までの協定書を見直すと思います。そこら辺もよく言っていただいて協定書の見直し等をやっていただきたいと。予算に反対をするのではありませんけれども、その辺しっかり交渉をするのと、設楽町議会でもその辺の反省を促されたということ伝えていただきたいと思います。

以上です。

生活課長 議員のおっしゃるとおり、今後豊田との新しい協定書を結ぶにあたりまして、その辺を考慮して協定書を結んでいきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第20号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議がないということで、休憩をとらせていただきます。3時まで休憩とさせていただきます。なお、議場内の換気をできるように、皆さんよろしく御協力をお願いします。

休憩 午後14時45分

再開 午後15時00分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、議案第21号「令和4年度設楽町一般会計予算」から日程第39、議案第32号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの12議案を、一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第21号から議案第32号までについて、一括して説明をさせていただきます。

令和4年度一般会計予算及び11特別会計予算につきましては、先ほど町長から「施政方針」の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、「当初予算の概要」「主な事務事業」について申し上げたところであります。

また、予算の詳細内容につきましては、あとで設置される予定の「予算特別委員会」において、担当課長からそれぞれ説明するとともに、「当初予算の概要」に重点かつ詳細な事務事業を記載しておりますので、私からは議案についての説明とさせていただきます。

始めに、議案第21号「令和4年度設楽町一般会計予算」について説明します。188ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総額は60億2,882万9,000円で、前年度比2億6,748万3,000円、4.6%の増であります。

第2条の「地方債」は、194、195ページの第2表に記載する辺地債4件、過疎対策事業債26件、緊急防災・減債事業債1件、緊急浚渫推進事業債1件及び地方交付税代替としての臨時財政対策債1件、合計33件、4億5,889万7,000円を計上しています。

第3条の「一時借入金」は、借入の最高額を5億円と規定しています。

第4条は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について規定するものです。なお、以下、特別会計においても同様であります。

令和4年度の大型事業としましては、道の駅アグリステーションなぐらの機能強化のため、改修工事事業に1億1,044万円計上しています。

地域の雇用創出のため、労働者派遣事業を行う組合の設立に対し、財政支援を行う特定地域づくり事業協同組合補助金を800万円計上するとともに、地域経済活性化事業に取り組む民間事業者への地域経済循環創造事業補助金を500万円計上しています。

また、設楽ダム建設事業に係るものとして、小水力発電に関して令和2年度から3年度にかけて調査を行った結果、事業性があるものと判断されたことを受け、基本設計委託を行います。

そのほか、令和5年度から簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業の各会計の財務処理において公営企業法を適用し、独立運営していくこととしていますが、その準備のための資金確保が必要となります。そこで令和4年度予算において、これらの事業の運営基金へ積立を行います。全体で約6億円の財源について、一般会計からの繰出金で賄うこととしております。

引き続き、議案第22号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明します。

196ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、5億1,104万7,000円で、前年度比4,819万9,000円、10.4%の増であります。

第2条の「一時借入金」は、借入の最高額を2,500万円と規定しています。平成30年度から県と町が共同して国保の運営を担っており、被保険者の減少により予算規模についても減少で推移しています。

引き続き、議案第23号「令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明します。

200ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、2億1,316万7,000円で、前年度比709万9,000円、3.4%の増であります。

第2条の「一時借入金」は、借入の最高額を2,000万円と規定しています。愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものです。

引き続き、議案第24号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計予算」について説明します。

203ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、8億7,779万8,000円で、前年度比6,900万6,000円、8.5%の増であります。

第2条の「地方債」につきましては、206ページの第2表に記載する「簡易水道施設更新事業」に2,860万円、「公営企業移行事業」に690万円を計上しています。

田口地区において、公共下水道管渠工事の進捗に合わせて、耐震性のある水道管へ更新するとともに、設楽ダム建設事業に関連する導水管移設工事を進めます。

引き続き、議案第25号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計予算」について説明します。

207ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は3億9,739万9,000円で、前年度比500万6,000円、1.2%の減であります。

第2条の「地方債」につきましては、210ページの第2表に記載する「公共下水道施設整備事業」に350万円、「公営企業移行事業」に510万円を計上しています。田口地区公共下水道整備事業については令和3年度から一部供用開始しています。4年度につきましても管渠工事を進めるとともに、宅内工事の推進を図り、更なる加入率の向上に努めます。

引き続き、議案第26号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計予算」について説明します。

211ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、3億5,784万1,000円で、前年度比1億1,888万4,000円、49.8%の増であります。

第3条の「地方債」につきましては、214ページの第2表に記載する「農業集落排水施設更新事業」に1,950万円、「公営企業移行事業」に700万円を計上しています。公営企業会計移行準備のため増額していますが、コスト削減に努めながら、引き続き施設整備の改修を進めます。

引き続き、議案第27号「令和4年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明します。

215ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、4,149万8,000円で、前年度比319万円、7.1%の減であります。

定期バス4路線及び予約バス4路線の運行を委託し、地域住民の足の確保を図ります。

引き続き、議案第28号「令和4年度設楽町つく診療所特別会計予算」について説明します。218ページを御覧下さい。歳入歳出予算総額は、8,339万3,000円で、前年度比321万7,000円、3.7%の減であります。週5日診療を実施し、月に1回整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供してまいります。

引き続き、議案第29号「令和4年度設楽町田口財産区特別会計」から、議案第32号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計予算」までにつきましては、総額1,515万2,000円、前年度比231万円、18%の増であります。

以上、11特別会計歳入歳出予算総額は、24億9,729万5,000円で、前年度比2億3,408万5,000円、10.3%の増であります。

増額の主な要因は、簡易水道・公共下水道・農業集落排水の各特別会計において、公営企業会計移行準備のための資金を確保したことによるものです。

よって、一般会計、特別会計を合わせた歳入歳出予算総額は、85億2,612万4,000円で、前年度比5億156万8,000円、6.3%の増であります。

以上で、議案説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第21号から議案第32号までの12議案につきましては、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く10名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます

議案第21号から議案第32号までの12議案については、10名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、原田純子君、村松純次君、七原剛君、原田直幸君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、高森陽一郎君、田中邦利君、加藤弘文君を指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

---

休憩 午後 3 時12分

再開 午後 3 時25分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番加藤弘文君、副委員長に、6番金田敏行君が選任されましたので御承知置きください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に5時まで予算の説明があります。残った分は3月11日、一般質問終了後、予算の説明を行います。そして3月14日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月16日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

なお、予算特別委員会を、終了後5時まで行いますので暫時休憩とさせていただきます。

散会 午後 3 時26分